石綿の国際表示

アスベスト対策情報

発行　　石綿対策全国連絡会議　　No.34　2005年6月1日
〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
全国安全センター内　TEL 03-3636-3882/FAX 03-3636-3881

もくじ

◎　石綿対策全国連絡会議第18回総会 …… 2
◎　【現場報告】
　全日本海員組合・山口守総合政策部長 …… 3
　国鉄労働組合・久保孝幸業務部長 …… 5
　中越地震被災地におけるアスベスト対策・名取雄司 …… 7
　子供たちにアスベスト問題を伝える取り組み・永倉冬史 …… 9
◎　【総会議案】 …… 12
◎　【2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）】
　東京宣言 …… 24
　国際建設労働組合組織の共同宣言 …… 25
◎　【パブリック・コメント提出意見】
　労働安全衛生法施行令一部改正案に対する意見（2003.5） …… 26
　原則禁止に伴う特化則・安衛則改正案に対する意見（2004.9） …… 32
　作業環境測定・評価基準等改正案に対する意見（2004.9） …… 33
　石綿障害予防規則案に対する意見（2004.11） …… 34
◎　【資料】
　アスベスト・同含有製品等の輸出入の推移 …… 38
　日本のアスベスト関連がんの労災補償状況 …… 40

世界会議の成果を内外に

石綿対策全国連絡会議第18回総会

石綿対策全国連絡会議の第18回総会は、4月13日、東京・全建総連会議室で開催されました（60余名が参加）。

総会は、後掲の活動報告・方針、役員体制等の議案を採択の後、全建総連・佐藤書記長（写真上左）の挨拶で閉会。

本総会では、昨年全精力を注いで取り組んだ「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」の世界と意義を確認しつつ、それを世界と日本でひろげていくという方針を採択しました。

続いて、全日本海員組合・山口守総合政策部長、国鉄労働組合・久保孝幸業務部長からの取り組みの紹介、及び、名取雄司・永倉冬史両事務局次長から各々、「中越地震被災地におけるアスベスト対策」と「子供たちにアスベスト問題を伝える取り組み」について報告が行われました。本号では、4名の方の報告を収録しました。

さらに休憩をはさんで、永野和則氏（厚生労働省化学物質対策課化学物質情報管理官―写真上右）を講師に、「アスベスト原則禁止後の労働安全衛生対策―石綿障害予防規則を中心に」学習会も開催されました。2005年7月1日の同規則施行に向けて、熱心な質疑討論行われました。

「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」の全記録はホームページ（http://park3.wakwak.com/~gac2004/）でご覧になることができます。石綿対策全国連絡会議のホームページ（http://park3.wakwak.com/~banjan/）もご活用ください。

戦後復興の影で船員のアスベスト曝露

全日本海員組合・山口守総合政策部長

全日本海員組合総合政策部長の山口と申します。昨年11月に東京で開かれた世界会議には他の者が参加していますが、そうしたご縁もあり本日ここに参りました。海員組合というのは船員の労働組合ですけれども、組合としての取り組みと、皆さん普段なじみがないと思うので、船員の労働現場の過去及び現在について若干ご紹介したいと思います。

日本人の船員―最大ピーク時―昭和45年から50年頃にかけて約27万人の日本人の船員がいました。そのうち17万人くらいが海員組合の組合員でした。

現時点で言うと、商船に乗って国際航海に従事する日本人の船員は約2千人くらいになってしまっています。というのも国際競争力という名のもとに、外国人船員が日本の旗を掲げている船のなかで一緒に仕事をしていますし、日本の外航商船そのものがパナマですとかリベリアだとかのタックス・ヘブン―税金がかからない国に移転してしまって、その国の法律のもとで運航され、地球中の海を走り回っている。そこに日本人の船員も乗っていますけれど、数がどんどん減ってしまっている。国内物流をしている船の乗組員は全員が日本人です。こういった外航商船、国内―内航貨物・旅客船および遠洋漁船などに乗り組む船員が組合員で、現時点では約3万人が海員組合の組合員ということで加盟しています。

私たちの組合は産別組織です。ちょっと皆さんの感覚と違うかもしれませんが、個人加盟で、A社に所属している人も、B社に所属している人も、直加盟なのです。A社やB社の企業内組合が連携して産別を構成しているというかたちではありません。外航船の船員さんも、内航船・旅客船の船員さんも、漁船の船員さんも、みんな直接、私たちの組合員になっています。そして、働く現場は海上、船上ですから、こういう集会があるから集まりましょうと言っても、すぐに集まれる状態にないので、情報伝達手段は、最近はFAXや衛星通信によるEメールなどで便利になりましたが、定期的に発行している新聞、機関誌等です。

一般新聞等で報道されてもいますように、元船員だった人が悪性胸膜中皮腫ということで、2004年に2名、それから今年になって1名―お亡くなりになった後ですが―、今のところ合計で3件、船員保険の職務上の傷病ということで認定を受けています。

3名の方のバックグラウンドをお話ししますと、そのうちのおふたりは、戦後―昭和26年から30年代中くらいまでの、その方々の働いていたときの年齢で言うと20歳くらいから30歳代の間、今から4～50年前に船に乗り込んでいて、当時のかなり劣悪な労働環境のなかで仕事をしていたということもあって、退職後―船員をやめて陸上の仕事をしていた方もおりますが、突然発病して、こういう診断が出て、職務上の傷病として認定されるという扱いがされているということです。

労働環境が当時どうだったのか、私自身は体験していませんがいろいろ記録ではみています。戦争が終わったのが昭和20年でした。日本は島国ですから、戦前もいろいろなものを輸入したり、輸出した

りしていたわけで、そのために戦前も船がかなりあったわけですが、その船が戦争中に徴用されたりして、十分な護衛もなく丸腰で物資の輸送とかに当たっていましたので撃沈されて、船がなくなってしまった。

戦後、やはりものを運ぶためには船がいるということで、急ごしらえで造られた船―戦時標準船というのですが、戦標船という船が戦後相当数造られました。この船がいろいろと問題になって、最後の記録でいうと昭和35年頃ですから、戦後15年間くらいは、当時造られた劣悪な労働環境の船が存在していたということで、先ほどいったおふたりは、そういう船で日夜労働していて被災したのではないかと思っています。

もうひとりが、今年認定された方ですが、この方についても年齢がほぼ一緒なので、過去の記録はちょっとわからないのですが、おそらく同じ頃に戦時標準船というようなものでお仕事をされていたのではないかと思っています。

申し遅れましたが、この3名の方はみんな、機関部の仕事に従事していた人たちです。エンジンルームで仕事をしていた方です。船の仕事というのは大きく分けて、甲板部と機関部そして事務部といった仕事に分かれています。甲板部は航海士―船の運航に携わる人など、機関部では機関士―船の推進力を得るための機関の運転管理に当たる人、それから事務部は―乗組員の生活と言いますか、ご飯をたべたりしなければなりませんから食事を作るとかをする人。大きく分けてそういった3つのパートに分かれるのですが、3人とも機関部の人でした。つまり、機関部の作業現場がいかに劣悪な環境だったのかということです。

海員組合は船員の唯一の労働組合ということでもありますので、当時船に乗っておられてその後退職された方など、それぞれ地方ごとにOB、退職船員の会なども作られておりますので、こういう方々と私たち現役の者がいろいろ連絡を取ったりしています。去年も年金法が改正になったので、どういうことになるのか教えてほしいということで、退職船員のOB会のところにいって話をさせていただいたりしていますし、それから、こういう問題があるということで、なにかあったら相談を受け付けますというようなかたちでの取り組みを今やっているところです。

私たちの組合は、昨年の11月に大会で決定した活動方針で、「本年、アスベスト（石綿）疾患で船員経験者が初めて船員保険職務上傷病の認定を受けた。船舶の断熱材としてアスベストの使用は、2004年10月から原則禁止されたが、アスベスト疾患の発病は退職後がほとんどであるため、退職船員からの職務上傷病申請等の相談に積極的に対応する。合わせて、船にはいろいろなものを積んでいますので、有害な積載貨物による疾患に関する相談にも積極的に対応する。」 こういったことを内外に明らかにして、相談があれば積極的に対応していきたいと思っています。

実をいうと私自身も機関部の仕事―エンジニアで、20年前まではエンジンルームで仕事をしていました。1984年からいまの組合のプロの仕事をしていますが、その間にも調査で船に乗り組んだりもしています。現役の頃のことをいいますと、主機関―メインエンジンが、私の乗っていた船でいうと、デッドウエイト―積載貨物の重量で20万トンくらいの船で、馬力が4万馬力くらいの蒸気タービン機関でした。当時、10万キロワットくらいの発電所の蒸気タービンとほぼ同じくらいの出力だったと思います。

その蒸気タービンが20万トンくらいの荷物を積んだ船の推進力を得るためのもので、蒸気タービンですから、当然高圧蒸気を発生させるボイラーがあって、私がオペレーションしていたボイラーは圧力が60キロくらいで、500度を超える高温・高圧蒸気が蒸気管を通ってエンジンルームの中を走り回っているわけです。作業現場の中ですからそこで働いている人に直接接触しないよう、また、熱エネルギーを逃がさない、熱エネルギーを有効に使う―運動エネルギーに変換させる、ということで、防熱・断熱材が至るところに使用されていました。

総会の報告にもありましたが、造船所における被害ということで、船を作る側でそうであれば、私たちはユーザー側ですから、それらが使用された機器類や管系の保守・補修作業を行います。当然、船のなかで管系や機器などを補修する必要が発生した時には、ラギング―断熱材を、いったん取り外します。

例えば、パイプに亀裂が入ったり、穴があいたというような場合には、その部分の補修溶接などを施して、取り外した断熱材などを再びかぶせて、あるいは船の中にあるアスベスト・クロスをまいて―私はそのときは何も考えずに使っていましたが―そういう作業を日常的にやっていました。3番目の例の方は、おそらくそういう船での仕事なども影響しているのじゃないかと思います。

船の中というのは、昭和25、6年頃の船というのは、たぶん1船当たりで50人以上の乗組員が乗船していたんじゃないかと思うんですが、その後船舶そのものの技術革新が進んだことによって乗組員の人数が減って、最少11人の乗組員で運航していたときもあります。技術革新で機器の自動化も進み、もしも何かトラブルが起きて乗組員の手では修理が不可能な時にはもうブラックボックスというか、さわれない部分もあるんですよ。どこか近くの港に寄って、そこで支援を受けるしかない。

日本の国内を走っているような船は、港が近くにあるので緊急の場合のリスクは低いのだけれど、大洋航海する船というのは、例えば太平洋をわたるだけで1週間かかりますので、その間にもし何か壊れたら自分たちで直さなければならない。自分たちで直すとなると、防熱材だとか断熱シートがあるところをすべて自分たちの手で取り外して、修理した上で元の状態に復旧して、とりあえず動くようにしなければなりません。そういった作業に常にさらされているということが、船員、とくに機関部の作業現場です。私自身も相当アスベストにふれているんじゃないかと思いますが、今のところ特段何もないし、潜伏期間40年ということなのでまだ大丈夫かなと思っています。

ちょっと冗談ぽい話になりましたが、いずれにしても海員組合の組合員であった人、それから現役の組合員がこの対象となるわけで、アスベストの使用が原則禁止ということで今はほとんど使われていないと思いますけれど、実際、どんな船でも防熱・断熱という材料は船に必要なので、アスベストは入っていないといっていますけれど、そこのところは実は確かではありません。そういったことも含めて、乗組員の安全衛生であるとか、傷病にかからないように、引き続き現場の方には、集会をやってすぐにというわけにはいきませんので、いろいろ機関誌・紙とかを使って情報を伝えていきたいと思っております。

雑駁になりましたが、海員組合としての取り組み報告と船の機関部の作業現場がどんなものなのか、若干でもご理解いただけたらということで、以上で終わらせていただきます。

旧国鉄・JRのアスベスト被害が始まった

国鉄労働組合・久保孝幸業務部長

国鉄労働組合・業務部長の久保です。実は、今日の総会参加と報告にあたりまして、事務局長の古谷さんより、丁重な要請書と連絡をいただきました。案内の内容は、今日の総会で「旧国鉄・JRのアスベスト問題の現状について10分程度の時間で報告してほしい」ということでした。私は即座にお断りいたしました。それは言うまでもなく、とても組織として報告できる取り組みをしているわけではなかったからです。それと同時に、私自身、石綿についてはまったく無知で、かつ「JRへの不採用事件や職場におけ

る国労差別の人権侵害問題をかかえているなかで、とてもそこまで余裕がない」という思いが意識の片隅にあったからです。

しかし、古谷さんの断りきれないような丁重な説明があり、こうして報告させられることになりました。しかし今は、なんら消極的な気持はありません。それどころか、調査していくうちに、「人権侵害に対する攻撃はつらいけれども、その根本において命までとられることはない。しかし、石綿による健康破壊は、特別な治療薬もなく後がないのだ」とわかったとき、知は力になるが無知は力にならないということを痛切に感じました。そういう意味では、この間国労の労災認定にご尽力いただいた、神奈川労災職業病センターの西田さん、労働相談ネットワークの木村さん、東京労働安全衛生センターの飯田さんをはじめ、関係者の皆様方に、この場をお借りして心からお礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

今日、お手元に報告資料を用意させていただきましたが、この資料は、この間対応が不十分だったことへの罪ほろぼしの意味も含まれています。この資料は実は、明日14、15日、四国で開催する全国の国労のエリア書記長・業長合同会議で私が提起するものを用意したもので、国労として方針化するものです。

この間の緊急調査で明らかになったことは、第一に、2004年度、わかっただけでも4名の方が亡くなられたということです。私自身もこの事実にびっくりしました。4名のうちの一人は、現・国労本部委員長と同じ職場で働いていた方であります。鷹取工場の方は、前本部役員の同級生であります。あまりにも身近なところから発生しただけに、これは大変なことだと感じとった次第です。石綿対策全国連絡会議の総会方針にありますように、今後本格的な「流行の時期を迎える」この恐ろしい事態がJRの職場で始まったのだということだと思っています。

第二に、原因が共通しているということです。5名の方全員が検修部門に携わっていました。配管作業だとか、暖房器具の断熱材が使用されている機器の取り外し作業とか、因果関係がまったく同じだったということです。

第三に、すでに指摘されているとおり、40年間も自覚症状もなく、発病してから余命1余ということで、この残酷な事実を、国労として社会的に告発していかなければならない責務にたたされたということです。

第四に、それでは、国労がこの問題について「どこまで携わってきたのか」という問題であります。率直に申し上げて、この問題で資料らしい資料はみつかりませんでした。それでは、国労は「どこでも取り組まなかったのか」と言えば、決してそうではありません。分割・民営化時に、余剰人員対策として、貨車解体作業が行われたわけですが、そのときに、お手元の資料にありますとおり取り組んでおります。

貨車解体連絡会議が緊急に資料を作成し「汐留班」として、会社への申し入れや労働基準監督署への申し入れなどを行っております。しかし、当時全国的に国労差別が横行し、当時としてはやむを得なかったと思いますが、このアスベストの問題が貨車解体作業に携わった人たちの問題だけにとどまり、組織としての記録を残せなかったということだと思っています。従いまして、こうした調査結果と到達点を踏まえ、当面、次のような取り組みを強めていきたいと思います。

一つ目は、明日の合同会議のなかで意思統一をして本年度の全国大会方針の「健康と命守る闘い」のなかにアスベスト問題をきちっと入れていきたいと考えています。そして全体的な組合員の認識の一致を図っていきたいと思っています。

二つ目が、すでに取り組みとして始まっているわけですが、退職された方々に手紙や資料等を送付し、連携を深めてまいりたいと思います。

三つ目は、今後の解体作業対策として、ばらばらの記録はあるわけですが、今現在どういうかたちで残っているかを調査し、会社との間で解明していきたいと思っています。

四つ目が、これからの取り組みという点では、石綿対策全国連絡会議や安全センターとの連携を深めながら、各機関に必要な情報を提供できるようにしてまいりたいと考えています。

以上、経過と取り組み状況を報告し、今後の決意にかえたいと思います。

中越地震被災地における アスベスト対策

名取雄司

中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取と申します。最近の取り組みのひとつとして、中越地震があります。昨年の10月23日にマグニチュード6.8の地震が中越地方を襲い、3月現在で、全壊―50%以上の損壊の建物が2,827棟、大規模破壊―50から40%の被害が1,969棟、半壊が10,787棟とされています。

昨年11月3日に現地に行ってきた状態がこちらです。（編注：紹介された写真は紙面ではごく一部しか紹介できませんが、アスベストセンターのホームページで関連写真等が紹介されているので参照してください：http://www.asbestos-center.jp/asbestos/）一番ひどいところですが、ちょっと盛土があるような道路の部分は陥没している。そういうところの電信柱は倒れています。ただ見ていただく、比較的新しい家はあまり大きな被害は受けていないということがおわかりかと思います。

小千谷市の一番目抜き通りでフレキシブルボードが割れています。石綿が入っているものですが、割れて落ちているところもあります（写真上）。

アーケードとビルの間に吹き付け石綿があり、それが下に落ちているという状態です。（写真下）下を見ると白いものが落ちていて、これを分析してみるとクリソタイルというアスベストが含まれていました。小千谷市の5階建てのビルでも外壁の部分が落ちて、鉄骨の部分のアスベストがむき出しになって、路上に落ちている。こちらも分析すると、クリソタイルが検出されています。

資金力のある大きな企業はもうすでに吹き付けアスベストの除去工事のための準備として、このような飛散防止剤を持ち込んで、正規のかたちでアスベストの除去を早速始めています（次頁写真）。これは地元の大きな店舗で、営業を再開したい意向でこのようにされているそうですが、他の小規模な企業もしくは民家、店舗付きの住宅、そういうところでは、なかなかアスベストの除去費用を含めたものが、

被災直後であってとても出せないと苦しんでいるところでした。

実際に測定をしてみると、小千谷市役所の前ですが、1リットル当たり0.31本くらい。小千谷の駅前、こちらは先ほどのクリソタイルが落ちていたところですが、0.57本/L。時間は1時間くらいしか測っていませんので、これだけで云々は申し上げられませんが、通常最近では日本の大気は0.1本以下、多くても0.2本くらい。やはり上昇している疑いがあるのではないかと思わせるような結果が得られています。

新潟県の方でも、私たちの調査の後に、あわてていろいろと測られたようですが、見附市だとか長岡市のあたりだと0.03から0.1本くらいとそれほど上がってはいないのですが、小千谷市とか魚沼の小出だと0.18本から0.21本くらい。絶対にこれで上がっているとは言えないんですけれども、通常やはり0.1くらいの場合が多いので、やはりやや上昇を示しているのではないかというふうに思わせるような結果が、新潟県の方でも出されています。

分別をしないようなかたちで解体が行われている現場もありますけれど、きちんと解体されている現場も出ています。阪神と比べると、解体・改築がゆっくりと進んでいるということもあり、まったく対策がないという状態ではありません。

２回の調査に行った段階での結論として、まあ大雪が降っている地域ということもあって、倒壊とか全壊が思ったほどは多くないという印象があるということと、大都市の中心部分が震源の近郊になかったことが幸いして、吹き付けの多い建築物が少ないようです。大気中の石綿濃度はわずかに上昇している可能性があります。今後の吹きつけ石綿除去工事としては、大規模の除去が10件くらいあって、2階建ての吹き付けの小規模の除去工事が50件くらいあるのではないかというような話を、行っていただいた専門家の方から言われています。罹災証明を待っておりまして、雪国ということもあって、４月、5月になってから、除去工事が本格化するのではないかと思った次第です。

実際そのときに阪神・淡路の大震災時と同様の対策をするという話があったのですが、阪神・淡路の大震災の場合は、建築物の解体は、災害廃棄物として自治体が処理をしました。阪神・淡路では、自治体が処理したものを申請しますと、環境省の方で50%補助を出しましょうと。プラス、残りの50%のうち47.5%は、総務省―旧自治省の方がいろいろな起債というかたちで面倒をみましょうと。実際には自治体は25%のお金を出すだけですんだのです。建物の所有者が、この建物はもう建物ではなくて廃棄物だと自治体に申請すると、自治体の方はそれを受け取って、建物の所有者であるとか解体業者に、じゃあうちが廃棄物として処理します、という指導をしたわけです。さらに自治体、とくに神戸市等は、独自に建物の調査も実施して内容も把握しましたし、環境省、自治体含めて―これは環境監視研究所とか住民のネットワークが動いたこともありまして、濃度測定もされました。

残念ながら、よくもあしくも被災者生活再建支援法というものができてしまいましたので、罹災証明によって国からお金が出る。全壊だったら300万円、それから県単独で100万円、さらに皆さんから集められた義援金をもとにして200万円出るのですね。全壊でしたら合わせて600万円出る。半壊だとだいぶ少なくなる。これがどうなるのかを待ったうえで、はじめて工事に入る。

しかも、建物の所有者が解体、改築、改修については実施してくださいと。自治体はあくまでその廃棄物の収集・運搬はしますが、解体の費用は、支援法でお金を出すんだから所有者がやってくださいということで、厳格にこの間やられています。そのために建物の石綿の除去を、廃棄物として処理することに実際はなかなかなりにくいですね。被災者生活再建支援法のお金が出るということによって、どうも

こうなっているということがわかってきました。これは、住居に限定しておりまして、基本的に店舗であるとか工場とか対象にならない。店舗付き住宅だと、どうもよいこともあると。こういうこともわかりました。

今のところ、新潟県の自治体の対応は、石綿を災害廃棄物の処理としてあまはりしていません。その理由としては、総務省の補助がないので、環境省の50%補助だけでは自治体への負担が大きいということと、生活再建支援法の施行後なので、建物の所有者は解体費の補助がそれなりに利用できるじゃないか、というようなこともどうもあるような感じです。それから大気測定は県の保健所でやっているんですが、独自に建物を全部調べることは、これはもう大変でできませんと。申し入れごとにはやっていきますけれど、ちょっと消極的な対応です。石綿の定点濃度の測定は先ほどお示ししたようにやっています。

生活再建支援法の改正の議論が現在されていますので、新潟県選出のご理解のある議員さん含めて、そのような部分を追加できないかという働きかけを、この間してきたわけです。建築物の被害の認定基準の部分に、アスベストのことはまったく入ってない。建 物が壊れたら大変だからというようなことしか入っていませんので、その分を解体の費用としてぜひ盛り込んでほしい。具体的には、内閣府の通達のなかに入れていくということになろうかと思うのですが、そのような働きかけをぜひしていく必要があります。

現在うかがったところでは、3月末から少しずつ工事が始まってきておりまして、4月に入って、とくに中旬以降本格化しているという話です。とくに5月以降になるとピークになるだろうと、新潟の方の関係者から聞いております。ので、4月25-26日に西田さんと私が、新潟県の方と連絡を取り合って現地での勉強会とか監督署への要請とか、大気汚染防止法に基づく除去工事がどのくらいなされていて、実際には出していないところがどのくらいあるかとかついても調べてきたいと思っています。聞いた話だと、明確な違法工事だというようなことは今のところ起きていないそうです。しかし十分なお金がないなかで、違法工事が行われる可能性はある程度高いと思いますので、今後の現地での監視が必要です。以上です。

子供たちにアスベスト問題を伝える取り組み

永倉冬史

私も中越地震の被災地にまいりまして、阪神・淡路大震災のときとは違ってそれほどないのではないかという予測に反して、意外と細かなところに飛散性の高いアスベストが出てきたということで、びっくりしました。

そういうこともあって現地の子供たちの被災をどうしたら防げるかということをいろいろ考えました。10年前に阪神大震災があって、そのときにアスベスト根絶ネットワークとして、タレントのマリ・クリスティーヌさんと一緒に、被災地の子供たちに防じんマスクを配布して、アスベストの啓蒙活動をしようということで取り組んだことがあります。私自身は阪神の方に行けなかったのですが、そういう報告を聞いてぜひともそういうことは続けていきたいと思っていたところなのですが。

今回もマリさんの方からやりましょうという声をかけていただいて、まあ世界会議の前後であわただしかったので、ちょっと時期的に調整したりするのがむずかしかった面もあるのですが、小千谷市の小千谷小学校に電話をして校長先生に、ぜひ子供たちにアスベストについての話をしたいと。身近にある危険な

ものから自分たちが身を守るための情報を子供たちに伝えたいということで話しましたところ、快諾していただけました。

それで私とマリさんと、きちっとした防じんマスクではないのですが一定程度の粉じんは防げる簡易的なマスクを持ち込みまして、小千谷小学校、これは生徒数が160名くらいだったと思いますが、これは完全な防じんマスクではありませんよという説明も子供たちにしながら、3千個ほどマスクを配布しました。

そこで、いま私が手に持っている、世界会議のときに「解説パネル」ということで、アスベストについてわかりやすい内容のものを作ろうということでつくったものを利用しました。そして紙芝居のように、子供たちに、アスベストとはこういうものだと。こういうところにあって、身体の中に入るとこういう病気を引き起こしますという話をさせてもらいました。

ひとつ重要なことは、解体工事の現場とか、これから増えるであろう工事現場に近づかないということを言いました。もうひとつは、そういう危険なものが身近にあるということを頭の片隅においといてほしいと。これから大きくなって、いろいろな職業についたときに、そういう知識があれば、必要なときに防じんマスクをするということに結びつくだろうと考えました。

これが子供たちの写真（上）ですが、非常に素直な子供たちで、6年生でしたが、私が東京で知っている小学6年生よりはよっぽど素直。このことがNHKのニュースで報道されまして、その日のうちにニュースで流れました。

で今度は、それをみた埼玉県さいたま市―以前の大宮市の桜木小学校というところの保護者や市議会議員から問い合わせがありまして、小千谷市でやったようなことをさいたまでもぜひやってもらえないかというお話でした。

私とマリさんでまた時間を調節させていただいて、さいたま桜木小学校に行きました。そこに集まったのは、小学3先生から6年生まで、それから隣にあります中学校2年生、440名と言っていましたが、小中一貫教育という枠組みのなかで環境教育を取り組みたいと。校長先生の方からも、アスベストの話をしてくださいということでした。

最初に、マリさんから30分ほど話してもらい、そのあと私が20分ほどアスベストについての話をしました。そのときに思ったのですが、やはり私たち、子供向けの本というか、非常に分かりやすい資料をいままで作ってこなかったということに思い当たりました。非常にむずかしいというか、専門的なものはいろいろ作ってきた気がするのですが、いざ子供たちに説明しようとしますと、配付する資料も含めてわかりやすいものがありません。

そこでひとつ工夫しましたのは、世界会議のワークショップのひとつの中であったのですが、参加者にストローを1本配って、鼻をつまんでそのストローだけで息をしてもらう。ア

スベストで肺を痛めたときに、こんなに苦しい呼吸のなかで生活せざるを得ないんだと。そういう体験をしてもらうプレゼンテーションがありまして、それを思い出して同じことをやらせてもらいました。

440名ほど子供がいたわけですが、500本ほどストローを用意して、みんなに配って。喘息の子はやめておいてねと言いましたが。そしてみんなストローをくわえてもらい、鼻をつまんで2、3度呼吸してもらいました。こんな呼吸の生活をずっとしなければならないんですよという話をしたところ、そもそも話よりもそういうイベントそのものが受けたんだと思いますが、非常に子供たちが集中して話を聞いてくれるようになりました。

話がひととおり終わってから質問を受けたわけですが、3年生、4年生、5年生あたりがどんどん手を上げて、答えにくいような質問もたくさんしてくれました。非常に大きな関心を持ってもらえたと思っています。

そういう意味では、これから被災者になる可能性のある子供たちに対して、いろいろな資料の準備も含めた、私たちのやってきたことが次の世代に引き継がれるような準備を、これからいろいろしていく必要があるのではないかと思います。

これが桜木小学校の小学生たち。（前頁写真下） ちょっとわかりにくいですが、後ろに椅子で並んでいるのが中学2年生です。マリさんが中学生たちに対して、あなたたち、タバコ吸っている人いますかと聞いたら、誰も手を上げませんでしたが、タバコとアスベストの相乗作用の話も皆さんにお伝えしました。

これは話が一変しますが、最近報道もされています、渋谷公会堂のアスベストの状態ということです。これは客席の天井裏に、このようにアスベストが積もったまま放置されています。このように放置されていることによって、渋谷公会堂というのは、「お母さんといっしょ」という番組とか、「8時だよ全員集合」とかいろいろな番組の収録などで子供たちが利用してきました。ロックコンサートのメッカのひとつということもあって、建物自体が振動を受けるような演奏会も開かれていると聞いています。

天井裏のこのようなアスベストが、振動によって客席や舞台に舞い落ちる可能性があるのではないかということで、いま渋谷区と交渉を重ねているところですが、区の方は明確な根拠なしに安全であるという主張を続けていて、いまだに使用を続けています。少なくとも安全性を科学的に確認したうえで、使用するか否かは決めるべきだと私たちは言っています。

これも同じ天井裏の写真です。天井裏に吹き付けられたアスベストが下に落ちて降り積もっているという状態です。こういう天井裏の状態をわれわれにも確認させろということで、いまようやく区の方はその内容について認め始めていますが、話し合いの席にPTA連合会の会長さんが同席させろと言ったところ、そういう役職の人は同席させられないとか、わけのわからないことを言っています。むしろ私たちよりも、渋谷区の区民である会長さんに説明する方が、彼らの重要な仕事だろうと、私たちは主張しています。

それでPTA連合会の会長さんとも話をしていますが、子供たちやPTAの保護者の人たちに、アスベストについてわかりやすい話がさせてもらえればということで、いま要請しているところです。
これから被災者になり得る子供たちに、きちんとしたアスベストの知識を伝えていくことが私たちの重要な仕事のひとつではないかと考えています。

石綿対策全国連絡会議
第18回総会議案

2005年4月13日　東京・全建総連会館会議室

Ⅰ　2003年度活動報告

1. 第17回総会

2004年2月7日、東京・日本キリスト教会館会議室において、第17回総会を開催しました。

本総会では、私たちの長年にわたる努力が実って、アスベストの原則使用禁止を導入する労働安全衛生法の改正が行われ、2004年10月1日から施行されることになったことの意義を確認しながら、この新たな局面を踏まえた私たちの課題を、あらためて下記のとおり確認しました。

① アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現
② 今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立
③ 既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立
④ 海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

また、日本での開催が呼びかけられた、2000年9月のブラジル・オザスコに次ぐ「世界アスベスト会議」について、前年2月の第16回総会での提起を受けて開催の方針が固まり、より広範な人々の手で実現していくために「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）組織委員会」がつくられ、2004年11月19-21日の開催に向けて準備が進められていることが報告されるとともに、石綿対策全国連としてもこの成功のために最大限の努力をしていくことを確認しました。

2. 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の設立

第17回総会後、同じ会場において、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の結成総会および結成祝賀の懇親会が開催されました。

石綿対策全国連では、2002年4月17日の「わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測」緊急報告集会におふたりのご遺族をお招きして体験を話していただき、同年5月20日に行われた厚生労働省交渉に、全国のアスベスト被災者とその家族の方々にご参加いただき、直接当事者の声をぶつける機会を設けました（当時の坂口厚生労働大臣による原則禁止導入の方針が表明されたのは、その1か月後のことでした）。さらに、2003年2月8日の石綿対策全国連第17回総会に合わせて、初めての全

国的な「アスベスト被災者・家族の集い」を呼びかけ、前夜からの食事・宿泊をともにしての交流の機会をつくりました。

こうした機会を通じて顔と共通の体験を知り合った当事者同士のコミュニケーションが進展するなかで、今回の「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」結成に至ったものです。

GAC2004前後のマスコミ報道の効果もあって、関係団体に寄せられる相談も激増しています。そうしたなかでまた、新たな患者と家族の出会いがあり、支援を受けた者が新たな方々の支援をしながら、ともに励まし合い、支え合う体制が徐々にではありますがひろがっています。ウエブサイト（http://www.chuuhishu-family.net）もご覧になってください。

石綿対策全国連は、患者と家族の会に協力・応援しています。

3. GAC2004プレ・イベントの開催

今期、石綿対策全国連は、GAC2004を全力で支えたと言えるわけですが、まず2004年4月17日にプレ・イベント第1弾として、東京・渋谷勤労福祉会館会議室において「アスベスト問題を考える国際シンポジウム」を、80名の参加で開催しました。

GAC2004国際委員の中心でもあるおふたり―ローリー・カザンアレンさん（イギリス：アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーターとバリー・キャッスルマン博士（アメリカ：環境コンサルタント、『アスベスト：医学的・法的側面』の著者）をお招きし、乗り継ぎの飛行機トラブルのためバリーさんがシンポジウムに間に合わないというハプニングがありましたが、その分、ローリーさんが二人分の活躍。バリーさんも懇親会には間に合い、日本側主催者・関係者と顔合わせができ、その後の国際的な連絡調整を円滑にするという役割も果たしました。

両名はその後二手に分かれて、名古屋、大阪、松山、鹿児島、横須賀の地方セミナーに参加。世界会議の宣伝、募金集めの機会ともなって、東京まかせではなく全国的に世界会議をつくっていく気運をつくり出し、同時に、マスコミ報道等を通じて各地におけるアスベスト問題への注意喚起、被災者・家族の結集の促進、取り組みの前進の契機ともなりました。

4. 連続シンポジウム「これからが本番 アスベスト対策」の開催および「ノンアスベスト社会の到来―暮らしのなかのキラーダストをなくすために」の出版

さらにプレイベント第2弾として、7～9月にかけて、下記のように4回にわたる「これからが本番　アスベスト対策」連続シンポジウムを開催しました（中皮腫・じん肺・アスベストセンターと共同主催、GAC2004組織委員会・共催）。相対的にこれまで検討が不十分だった課題を取り上げて、今後の取り組みに資す

るとともに、世界会議の成功に向けた盛り上げを図ったものでした。シンポジウムの内容は、アスベストセンターのウエブサイトで紹介していますので、ぜひご覧ください（http://www.asbestos-center.jp/symposium/）。

第1回（7月19日、豊島区勤労福祉会館）
「公共建築物の吹き付けアスベストの問題点―子供達の安全は守られているか?」
永倉冬史氏（中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長）「公共建築物と吹き付けアスベストの問題点」
牛島聡美氏（弁護士）「事件の概要と現在までの経過」
文京区の保育園の保護者「発症前の損害が認められた意義について」
池尻成二氏（練馬区議会議員）「岩綿（ロックウール）吹き付け等のチェックは十分か?」
西田隆重氏（（社）神奈川労災職業病センター）「神奈川の取り組み」
繁野芳子氏（名古屋労災職業病研究会）「名古屋の取り組み」

第2回（8月9日、全建総連会議室）
「石綿（アスベスト）含有建築材料―安全なリフォームを求めて―」
基調報告：名取雄司（中皮腫・じん肺・アスベストセンター代表）
大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベスト含有建材・その1 大規模物件での改築と解体時の対策」
高木史雄氏（全建総連東京都連安全対策委員）「アスベスト含有建材・その2 中小規模物件での使用と対策の実情」
外山尚紀氏（東京労働安全衛生センター）「どのような対策が有効か?」
古谷杉郎氏（石綿対策全国連事務局長）「今後予定されるアスベスト建材対策」

第3回（8月22日、早稲田大学国際会議場）
「地震とアスベスト―阪神大震災から10年。今後のアスベスト対策は十分か?―」
基調報告：寺園淳氏（独立行政法人 国立環境研究所 社会環境システム研究領域 資源管理研究室）
牧哲史氏（国土交通省 総合政策局 建設業課 建設業技術企画官）「建造物のどこに石綿は使われているのか?」
大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベストとの関わりは」
中地重晴氏（環境監視研究所）「阪神淡路大震災当時の状況」

第4回（9月18日、石綿対策全国連事務所会議室）
「廃棄物とアスベスト―どこが問題か?」
大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベスト含有建材の処理、廃石綿とは、溶融処理の実情」
中地重晴氏（環境監視研究所）「アスベストとPRTR、阪神淡路大震災時のアスベスト廃棄物」
西田隆重氏（（社）神奈川労災職業病センター）「ミッドウェイとアスベスト廃棄物」

また、世界会議に間に合わせて、『ノンアスベスト社会の到来へ―暮らしの中のキラーダストをなくすために』（アスベストセンターとの共同編集、かもがわ出版・発行、1,200円＋税）を発行しました。準備不足の面があったのは否めませんが、GAC2004前後を通じて関心をもった方々から好評を受けています。

5. 2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）への協力・参加

「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004： Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo）」は、「Together for the future」をメインテーマに掲げて、2004年11月19日から21日の3日間、早稲田大学国際会議場で開催されました。もちろん石綿対策全国連とその関係団体・個人は、GAC2004本番に熱心に参加するとともに、その舞台裏を支える一翼も担いました。

GAC2004は幸い、世界の40近くの国と地域からの120名の海外代表を含めて、800名が参加する一大イベントとなりました。アスベスト被災者とその家族、労働者、市民、医療従事者、弁護士、様々な分野の専門家・研究者、行政関係者、学生等々、実に多彩な顔ぶれです。

口演（全体会議のセッションが7、ワークショップが8）とポスターを合わせた発表数が150。アスベストに関わるほとんど全ての側面を包括的に取り上げ、なおかつ、現状と課題、最新の治験、および解決へのサジェッションが提供されました。

さらに発表だけではなく、写真展「静かな時限爆弾＝アスベスト： 被災者からのメッセージ」、ビジュアル・メッセージ展、展示ブース、初日のウエルカム・パーティと二日目の懇親会といったソーシャル・イベント、揃いの白のスタッフ・ジャンパーを着た総勢130名にのぼったボランティア等による運営・各種サービスの提供等々、実に盛り沢山な内容がGAC2004の内実を構成していました。

GAC2004は、厚生労働省、環境省、東京都、ILO駐日事務所、日本労働組合総連合会、日本医師会、日本弁護士連合会、日本経済新聞社、アスベストに関わりのある国内の多数の学術団体等、国際的にはラマッチーニ協会、労働環境衛生学会（SOEH： アメリカ）、国際労働衛生会議・呼吸器障害科学委員会（SC-RD, ICOH）、ヨーロッパ労連（ETUC）、国際中皮腫研究会（IMIG）といった幅広い支持（後援）も受けて開催されたものです。

アスベスト問題が重要な局面を迎えつつあるアジアで初めて開催されたこの会議の真価は、何年かしてからでなければ測れないというのが実情かもしれません。しかし、具体的な果実として①禁止、②労働者及び一般の人々の保護③代替品、④情報交換、⑤公正移行及び開発途上国への移転の阻止、⑤補償及び治療、⑦人々の協力、に言及した「東京宣言」（ 24頁参照）が採択されており、この宣伝・普及とその内容を実践・実現していくことが、会議の残した重要な課題のひとつです。

また、国際自由労連（ICFTU）系の国際建設林産労働組合連盟（IFBWW）、国際労連（WCL）系の国際建設労働者連合（WFBW）、世界労連（WFTU）系の建築木材建築資材労働組合インターナショ

ナル（UITBB）の各建設労働組合という、異なる建設労働組合組織の共同宣言（25頁参照）がまとめられ、発表されたことも画期的なことでした。

天明佳臣・組織委員長が、閉会宣言のなかで述べたように、「アスベストのない世界の実現は、もはや夢ではなく、近い将来の現実的な目標なのです。私たちはともに力を合わせて、未来に向けて変化を起こすことができるのです」という思いを、参加者全員が確信したと思います。

6. 行政の動向とそれへの対応

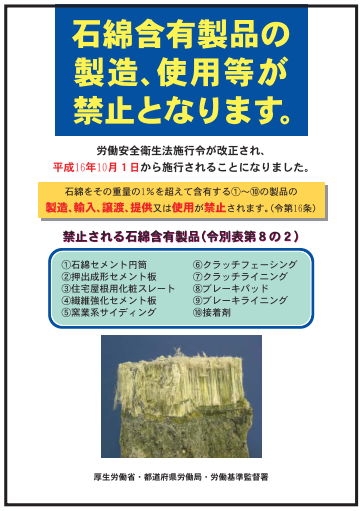

① アスベスト原則禁止の実施と代替化の促進

2004年10月1日からいよいよ日本におけるアスベストの原則禁止が実施され、2005年1月1日からは、25か国に拡大したEU（欧州連合）全域での禁止も実施されました。

日本の原則禁止は、2003年10月16日に公布された改正労働安全衛生法施行令が施行されたことによるものですが、この改正政令には、石綿対策全国連が2003年5月にパブリック・コメント手続に対する16項目にわたる意見で指摘したように、問題を残すものでした。

残念ながら私たちの危惧を証明する事態も生じています。「無石綿」、「ノンアスベスト」等と表示されて販売されている左官用モルタル混和材に、1%以上のアスベストが含有していることが判明したのです。厚生労働省は、2004年7月2日付け基発第0702003号等によって「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」通達しましたが、この石綿含有製品は10月1日以降も禁止はされていません（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/参照）。2002年に実施された「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」から漏れ、改正労働安全衛生法施行令が限定列挙された10種類の石綿含有製品しか禁止していないことから生じた不備ですが、禁止されるべきなのにリストから漏れている製品がほかにもあるかもしれません。

「石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とは」なりませんでしたが、代替化が可能な用途にも使用されていることを私たちは指摘してきました。厚生労働省は、2004年2月16日付けで基安発第0216003号「石綿紡織品の使用にかかる健康障害防止対策の徹底について」を発出し、「事業場内の高温物を取り扱う作業・溶接作業等において耐熱・防火用に使用している被服（手袋、作業衣、前掛け等）、シート等に石綿紡織品が使用されていないか確認」して、「無石綿の代替品を使用した場合には安全確保上支障がある場合を除き、無石綿の代替品に交換すること」を通達しています。

厚生労働省も、関係団体等に通達したり、「石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります」というリーフレット（http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1016-1.html）を作成・配布するなどして、周知に努めています。2004年3月30日付け基安化発第0330001号「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について」では、関係業界団体に対して、代替化計画、代替困難製品の技術的説明書、代替化の好事例等を、同年8月31日までに提出するよう要請しました。この結果は2005年1月17日になって厚生労働省ホームページに公表され、11団体から提出された計画等が紹介されています（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/）。さらに2004年12月17日付け基安化発第1217001号「石綿含有製品の代替化の一層の促進について」を発出して、「厚生労働省では、石綿の代替化をできるだけ早期に実現したいと考えているところであり、今後、各団体の取組みの進捗状況のフォローアップを定期的に行う」ことを明らかにしています。（厚生

労働省「石綿情報」：http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/）

関税貿易統計によると、原則禁止実施後にわが国に輸入された「原料石綿」は、2004年10月20トン、11月0、12月60トンとなっています（2004年の累計は8,186トンでした）。含有製品関係では、加工繊維・混合物、糸、ひも、織物・編物、衣類・履物・帽子、紙・フェルトについては、石綿含有製品は2002年以降輸入されていないようですが、「ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）」は166～209トン/月、「その他のもの」は14～47トン/月、輸入され続けていて今のところ減少傾向は見受けられません（石綿含有の建材、ブレーキ・クラッチの輸入は禁止されています）。（38-39頁参照）

② 「石綿障害予防規則」制定提案とILO石綿条約の批准

EUをはじめアスベスト禁止を導入したところでは規制のあり方の見直しが行われており、石綿対策全国連も原則禁止の実施という新たな局面を踏まえた抜本的対策確立の必要性を訴えてきました。

まず労働行政関係で具体的な進展がみられています。前（第17）回総会で報告されたように、2003年9月19日付け基発第0919001号通達によって「石綿による疾病の認定基準」が改正されています（http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/09/h0919-6.html、http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-34.htmlにリーフレット）。

2004年10月1日には、作業環境測定基準・作業環境評価基準（いずれも労働省告示）が改正され、2005年4月1日から適用されています。前者では、「石綿の粉じん濃度の測定方法については、繊維の本数を計測するものであり、ろ過捕集方法及び計数方法によるもので足りることから、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法によるものを削除」、後者では、石綿の管理濃度が0.15f/cm^{3}に引き下げられました。石綿対策全国連は、2004年9月にパブリック・コメント手続に対して①管理濃度を国際水準に合わせて　0.1f/cm^{3}とすること、②現在両基準が適用されない（作業環境測定が義務づけられていない）屋外作業環境管理対策を確立すること等の意見を提出しました（33頁参照）。

これまで石綿に係る労働安全衛生対策は、発がん物質として特定化学物質等障害予防規則（特化則）のなかで主に石綿等の製造・取扱作業の管理について規制されてきましたが、2004年9月に厚生労働省は、新たに「石綿障害予防規則」を制定するという方針を発表しました。労働安全衛生関係法令において、労働者の健康障害防止のための省令を新たに制定するのは、1979年の粉じん障害防止規則以来、25年ぶりのことです。今後の石綿対策は建築物等の解体作業等に重点をおいて充実を図る必要があること、それには製造等の現場とは異なった問題点が指摘されており、講ずべき措置の内容が他の化学物質に係るものとは大幅に異なることから、特化則の一部改正ではなく新たな省令策定で対応することになったと説明されています

「石綿障害予防規則」は、平成17年厚生労働省令第21号として2005年2月24日に制定され、同年7月1日から施行されることになりました（http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html）。石綿対策全国連では、「石綿障害予防規則」制定に賛成という立場を明確にしつつ、原則禁止実施後の包括的な労働安全衛生対策確立の必要性に応えるものとなるように、28項目にわたる意見を2004年10月にパブリック・コメント手続に対して提出しています（34頁参照）。意見に対する回答のなかで、施行通達やマニュアル等（本議案作成時点では未公表）で示すとされた内容も多く、それらを含めて十分に学習・検討しつつ、対策の周知・充実に努めていく必要があります。

なお、政府は今国会に、ILO（国際労働機関）の「石綿の使用における安全に関する条約」（第162

号）締結についての批准を求めています。同条約は、1986年のILO第72回総会で採択されたもので、石綿対策全国連は、同総会に代表を派遣した当時の日本労働組合総評議会（総評）の呼びかけによって1987年に設立されたのでした。

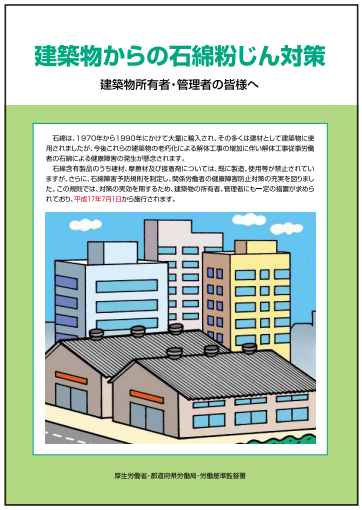

③ 関係省庁の動向

繰り返しになりますが、原則禁止後の抜本的対策は①既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策と②健康被害対策が二本柱ですが、それは労働分野に限ったものではありません。

原則禁止を導入した改正労働安全衛生法の施行に合わせて、石綿含有建材の例示を削除する、建築基準法関係省令・告示の改正が行われています。同じく国土交通省の所管では、平成14年版（アスベスト対策情報No.32、65-68頁参照）に続き、「平成16年版 公共建築改修工事標準仕様書」が策定・公表されています（http://www.mlit.go.jp/gobuild/）。ここでは、第9章「環境配慮改修工事」の1節「アスベストの処理工事」のなかで、「吹付けアスベストの除去工事」及び「アスベスト成形板の処理工事」を取り上げ、とくに後者において法令による要求事項を超えて前者に準じた措置を講ずるべきことを指示していることが特徴です。「官庁営繕関係統一基準」として公共建築工事においては法令と同様の役割を果たしているものであり、「練馬区アスベスト対策大綱」（2004年5月、http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/asbest/pdf/taikou.pdf）等とともに、進んだ前例として一層普及されるべきと考えています。

とくに教育施設に関して、文部科学省は、2003年7月23日に石綿対策全国連と久しぶりの話し合いを持った後、15年間の空白（無策）を一片の文書で埋めるかのように、同年10月1日付けで「学校におけるアスベスト（石綿）対策について」という事務連絡（アスベスト対策情報 No.33、64-65頁参照）を出したわけですが、全国にまだ対策を講じなければならない施設が多数残されています。

環境行政においては、法規制の対象とされていない「非飛散性アスベスト廃棄物（主にアスベスト成形板が想定されている模様）」の処理におけるアスベスト飛散状況調査や取扱状況に関するアンケート調査等を踏まえて、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」の策定が進められ、近く公表される予定と伝えられています。（平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」により、示されました。）

同じく環境行政で、大気汚染防止法に基づく建築物解体等に係る石綿飛散防止対策に関しては、この間の石綿対策全国連との話し合いのなかで、現在規制されていないアスベスト成形板や保温材等の問題を検討しているという話が出されていました。具体的な動きは伝えられていませんが、大気汚染防止法に基づく規制は、労働安全衛生法に基づく規制と対になるものであり、後者で「石綿障害予防規則」が新たに施行されることになったことも踏まえた対応が必要と考えられます。

石綿障害予防規則のもとで策定されるマニュアル等と連動して、建設業労働災害防止協会発行（1988年）の「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル」が改訂されることは確実で、同じく1988年に発行された、日本建築センター「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」も改訂されるのではないかと思われます。「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（1999年、（株）ぎょうせい）の改訂は、前述の大気汚染防止法令の見直し遺憾によると思われますが、縦割り行政の弊害を排した抜本的・総合的な対策が確立されることが切に望まれています。石綿障害予防規則の施行は、そのためのひとつのチャンスでもあると思われます。

関係業界においても、（社）日本石綿協会は、当面の技術的課題として①石綿含有量を判定す

る分析手法の規格化②建築物に使用されている石綿の部位、有無、量等の判定のためのマニュアルの作成、③石綿の非石綿化とその再利用の研究④石綿製品の解体時の安全確保に関する基準のマニュアル化、をあげています。せんい強化セメント板協会も、「せんい強化セメント板協会　廃棄物マニュアル」を改訂し、また、建築改修工事共通仕様書に対応した石綿含有建材の解体作業マニュアル作成を進める予定、等としているところです。

7. マスコミ報道と激増する相談

GAC2004の前後を通じて、再びマスコミがアスベスト問題を取り上げる機会が増えてきていることは歓迎されます。

毎日新聞はGAC2004の会期中すべてをフォローしていただき、朝日新聞、東京新聞、共同通信、公明新聞等がGAC2004のことを報道してくれています。また、2004年12月14日付けの朝日新聞朝刊の「私の視点」には、中皮腫・じん肺・アスベストセンター代表・名取雄司医師の投稿「アスベスト・健康被害の防止策を急げ」が掲載されています。

GAC2004後には、NHK「クローズアップ現代」（2004年12月20日）、フジテレビ「トクダネ」（2005年1月6日）、テレビ朝日「報道ステーション」（1月19日）、「テレメンタリー」（関東地区は1月29日）、他にNHKの広島放送局、名古屋放送局等も、アスベストに関わる特集番組を放映しています。3月10日には、NHK衛星放送（BS-1）でラジオ・カナダが作成したドキュメンタリー「終わらないアスベスト問題～増加するがん患者～（Asbestos： A Slow Death）」が放映されました。

このようなマスコミ報道と連動して、全国連および関係団体に寄せられる相談等が激増しています。1月19日の「報道ステーション」放映後1時間で、中皮腫・じん肺・アスベストセンターのウエブサイト（http://www.asbestos-center.jp/）へのアクセス件数は一気に千件増加。インターネットの検索サイト Yahoo! JAPANの新着情報ページ（http://picks.dir.yahoo.co.jp/）の「新着オススメサイト」に同センターが紹介されると20日1日でアクセスがさらに千件増え、中学生や若い世代の相談メールが多かったそうです。

GAC2004の会期中にも、同センターのブースに臨時電話を引いて「中皮腫・アスベスト（石綿）ホットライン」を開設し、同センターや地域安全センターのスタッフ、医師らが対応しましたが、3日間で93件の相談が寄せられています。

石綿対策全国連への電話およびＥメールでの相談も増えており、関係団体で分担して対応しているところですが、引き続きご協力をお願いします。また、アスベスト問題専門の相談窓口である中皮腫・じん肺・アスベストセンターの電話番号（03-5627-6007）、Ｅメール（info@asbestos-center.jp）も周知・活用していただければと思います。

8. 労働者・労働組合の取り組み

GAC2004では、「ワークショップＣ：労働組合のイニシアティブ」が設けられ、自治労、全建総連、全造船機械、全水道、全駐労、日教組の各代表がその取り組みを発表、フロアから全港湾も発言し、海員組合、全国医療、JAM、JEC連合、森林労連、建交労等々、数多くの労働組合代表が参加し、海外の代表らと経験交流、討論が行われました。

発表された日本における取り組みの経験は

海外参加者から高く評価されました。

「ワークショップB： 建設とアスベスト」では、全建総連傘下組合と関連建設国保組合、専門家やNPO等による、建設労働者のアスベスト被害の掘り起こしから補償、被災者の組織化、さらには組合員への教育・訓練、予防、職場・作業改善を含めた包括的な取り組みの経験が紹介されました。国際的にも建設業における労働安全衛生対策、アスベスト対策の重要性が認識されつつあるなかで、重要な実践報告として高い評価を得ています。

これら二つは、ワークショップのなかでも最も多くの参加者があり、百個用意された同時通訳のレシーバーでは足らず、ドアの外にまで参加者があふれ出すほどの盛況でした。

一方で、これまでどちらかというと各組合内や地域で取り組みを進めてきた関係労働組合が一堂に会して、百名を超す規模の集まりで、経験を共有し合ったのは今回が初めてと言ってよいかもしれません。

また、これまでアスベスト被害の報告が知られていなかった労働組合関係でも、現役組合員またはOBの中から被災者が出てくるというケースが実際に生じてきています。

今後の労働組合の取り組みの前進と経験共有の促進に、石綿対策全国連が一定の役割を果たしていけたら幸いです。まずはGAC2004に積極的に参加してくださった労働組合を中心にニーズ調査を行い、必要な支援・連携・調整を図るようにしたいと考えています。

9. 市民・環境問題の取り組み

市民・環境問題の取り組みとして、今期はGAC2004に向けて全面的に協力し、大きな成果がありました。4月のプレイベント、それに続く4回にわたった連続シンポジウムで、わが国の環境アスベスト問題が俎上にのぼり、現在の緊急な課題について議論を深め、方向性を確認できました。この連続シンポジウムには、自治体の職員が毎回熱心に参加するなど、今までになかった環境アスベストへの強い関心を見ることができました。

これは、昨年来練馬区で問題となった学校の吹きつけアスベストの大量の「発見」、そこから浮き彫りになった1987年当時の文部省が行った学校アスベストの一斉調査のずさんさがマスコミ等で取り上げられ、自治体の一部が危機感を抱いた結果が反映したものと思われます。

また、昨年の練馬区での学校アスベスト問題は、豊島区、江東区、横須賀市、名古屋市等へ飛び火し、それぞれの自治体が公共施設のアスベスト一斉調査を試みています。今年度はその成果が順次まとめられる予定です。

世田谷区での福祉施設のアスベスト除去工事では、保護者と行政とアスベストセンターが情報を共有し、工事の進め方を検討し、環境測定結果を業者とアスベストセンターでダブルチェックを行う等の、リスクコミュニケーションが成立した模範的な工事を行うことができました。

このように、自治体が他の教訓を生かし、アスベスト問題に積極的に取り組んでいるところがある一方、大阪府や一部の自治体では認識、対策が遅れているところもあります。これらについては、順次取り組んでいきたいと思います。

2004年10月23日中越地方をマグニチュード6．8の地震が襲いました。その結果の建物の被害は、2005年3月22日現在で、建物の被害は全壊（50%以上の損壊）2,827棟、大規模半壊（50～40%）1,969棟、半壊10,777棟とされています。地震とアスベストのシンポジウムを8月に行った直後であったアスベストセンターは、11月3日に第1回の現地調査を行いました。外山氏による小千谷市の石綿濃度の結果は0．31－0．57f/Lで、現地が農村地帯の市街地である事を考慮すると地震による石綿濃度上昇も疑わせる結果でした。また現地の舗道上に、吹きつけ石綿（クリソタイル）の落下が1か所で確認されました。12月1日に小千谷市と川口町の現地調査を実施し、5階建てのビルでの吹き付け石綿の道路上への落下（クリソタイル）を確認しました。耐火及び準耐火建造物数の特定と吹き付け石綿建造物の

正式な調査による確認が必要と考えました。一方、2回の現地調査により、今後の石綿除去工事としては大規模除去が10件程度（学校体育館及び数階規模のビル）と2階建て鉄骨の小規模除去工事は50件程度ではないかとの推定も考えました。実際には2か所で石綿飛散防止措置が取られており、1か所では吹き付け石綿除去工事が準備中でした。12月13日には、マリ・クリスティーヌさんと永倉冬史さんが、小千谷の小学生に石綿の危険を伝える学習を行いました。

12月23日にアスベストセンターは新潟県と意見交換を行いました。その場で被災地自治体と新潟県は、被災者生活再建支援法の枠内の解体費用を想定した解体を予定しており、阪神淡路大震災で行われた災害廃棄物として吹き付け石綿のある建物の解体を処理する方向ではないことが確認されました。廃棄物処理は本来各自治体の業務ですが、災害廃棄物の場合には自治体が実施した災害廃棄物の運搬及び処理を、国が25%、都道府県が25%補助し、自治体負担を50%とする補助制度が環境省にあり、神戸市等はこの制度を利用しました。さらに自治省（現総務省）が当該自治体を補助したため、阪神淡路大震災の当該自治体の負担は2．5%でした。もちろんその前提は建物の所有者が、吹き付けアスベストのある半壊等の建物を「がれき」＝廃棄物と承認することでした。今回、その扱いを難しくしていたのが、被災者生活再建支援法による全壊及び半壊の建造物の解体費を法律内で補助する制度があり、解体は所有者負担とされるようになったことでした。

2004年の災害に遡り、住宅本体の解体費用等を増加させる被災者生活再建支援法の改正案が、2005年野党3党から提案されました。吹き付けアスベストを解体費用に上乗せさせるように、新潟県選出の無所属黒岩議員への相談と要請行ってきました。積雪のため解体の進行は一時停止していますが、2005年4月～5月以降、吹き付け石綿の建物の解体もピークを迎えます。現地と連携した飛散防止と違法解体の監視が重要となる予定です。

なお、マリ・クリスティーヌさんらによる小千谷小学校での経験は、2005年2月にさいたま市桜木小学校での小・中学生及び保護者へのアスベスト講義に結びつきました。桜木小学校の講堂に集まった440人の子供たちは熱心に話しを聞き、さかんに質問をしていました。今後、子供たちへのアスベストの正しい知識の紹介が求められます。

10. 補償・訴訟をめぐる問題

2002年7月、横須賀の米海軍基地アスベスト訴訟第1陣の判決は横浜地裁横須賀支部で国敗訴となり、時効の2名を除いて国は控訴できずに地裁レベルで判決が確定しました。米海軍基地アスベスト訴訟第2陣の和解は、2004年11月に時効の1名年を除き成立、第3陣も2005年前半の和解の方向となっています。10年時効を争った第1陣2名の東京高裁判決は敗訴となり、2004年4月最高裁は上告不受理とし10年時効の3名は敗訴が確定しました。同じく横須賀の住友造船所第2陣裁判は、2003年7月に提訴され、現在同地裁の勧奨による和解交渉が労使間で進められています。

労災認定後の企業責任追求の裁判として昨年注目を集めたのは、東京地裁で2004年10月に判決のあった保温工遺族が関西保温等を提訴した裁判でした。横須賀米海軍基地第1陣裁判の悪性中皮腫例は、石綿肺管理2の続発性気管支炎で労災療養中に悪性中皮腫が合併した例で、悪性中皮腫単独事例では初めての判決となりました。会社が東京高裁に上告し、2005年3月現在、高裁レベルでの初めての判決となるのか和解となるのか注目されています。

同じく労災認定後の訴訟では、札幌地裁でのホテルのボイラーマンの裁判があります。吹き付け石綿のあるボイラー室での滞在と配管部の石綿作業による責任を問う裁判で、4月以降に証人や証拠調べが始まる予定です。硝子作業での肺癌が石綿関連と労災に認定されなかったことを不服として、船橋監督署を相手におこされた行政訴訟は地裁レベルで敗訴し、2月に東京高裁で公判が行われました。家族曝露での会社の責任を問う裁判は東京高裁で敗訴し、最高裁で係争中です。

Ⅱ　2004年度活動方針

Ⅰ　「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」の成果を踏まえ、組織委員会から委託された事後処理を担当します。

①　報告書、DVD-Video・Audio、プロシーディングスの配布
②　東京宣言及び世界会議の成果の宣伝・普及
③　世界会議の趣旨を引き継ぐ国内でのイベントの開催等
④　海外の関係団体・個人等との連絡・連携等
⑤　その他対処が必要な事項

Ⅱ　「原則禁止」の実現はアスベスト問題の解決に向けた最初の一歩であり、以下の課題が存在していることを確認、周知宣伝するとともに、その実現をめざします。

石綿対策全国連絡会議は、草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていきたいと考えています。

①　アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現
②　今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立
③　既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立
④　海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

Ⅲ　今年度、具体的には以下の取り組みを行っていきます。

①　新規に制定される石綿障害予防規則の内容を中心に、「原則禁止」後の労働安全衛生対策について学習会を開催し、また同規則の７月１日施行前に厚生労働省交渉を行います。
②　「原則禁止」を踏まえた既存アスベスト対策の確立に向けて、環境省、国土交通省、文部科学省等の関係省庁および団体の動向を把握し、また働きかけ、必要に応じて交渉も行います。
③　「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の行う厚生労働省交渉等に協力します。
④　被災者・家族、労働者、市民からの相談に応じ、その取り組みを支援します。とくに当面、GAC2004に積極的に参加してくださった関係諸団体へのニーズ調査を行い、必要な支援・連携・調整を図るようにしたいと考えています。
⑤　ウエブサイト（http://park3.wakwak.com/~banjan/）、「アスベスト対策情報」（年１回発行予定）等を通じて情報を発信します。

Ⅲ 2004年度役員体制

代表委員	山口 茂記	(自治労労働局長)
	佐藤 正明	(全建総連書記長)
	富山 洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	天明 佳臣	(全国安全センター議長)
事務局長	古谷 杉郎	(全国安全センター)
同次長	宮本 一	(全建総連)
	伊藤 彰信	(全港湾)
	永倉 冬史	(アスベスト根絶ネットワーク)
	名取 雄司	(中皮腫・じん肺・アスベストセンター) [所属団体名変更]
運営委員	水口 欣也	(全造船機械)
	吉岡 修	(全建総連) [担当者変更]
	吉村 栄二	(日本消費者連盟)
	西田 隆重	(神奈川労災職業病センター)
	鈴木 剛	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	大内 加寿子	(アスベストについて考える会)
	林 充孝	(じん肺・アスベスト被災者救済基金)
	外山 尚紀	(東京労働安全衛生センター)
	吉田 茂	(労働者住民医療機関連絡会議) [新任]
会計監査	安元 宗弘	(横須賀中央診療所) [新任]
	中地 重晴	(環境監視研究所) [新任]

2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）

東京宣言

世界の40余の国と地域から、2004年11月19日から21日まで2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）に集まった参加者は、立証された発がん物質であるアスベストのすべての種類による破壊的な健康への影響に鑑み、各国の政府、団体、グループと人びとに対して、次のようなアピールを発する。アスベスト・リスクを根絶するための国際的なイニシアティブを強調しつつ、参加者はさらにそれらを強固なものにするために緊急な行動を起こしていくことに同意する。

① 禁止：

すべての国が、アスベストの採掘、使用、貿易、再利用の禁止を採用すべきである。確立された規則と手順に従って、アスベストの安全な除去と廃棄が行われなければならない。

② 労働者及び一般の人々の保護：

アスベスト含有製品に曝露する可能性のある労働者および一般の人びとは、それらの人々自身が積極的に参加して開発された適切なリスク・マネジメント手段によって保護されなければならない。環境的に損傷を受けた地域の回復も、優先して取り組まれなければならない。

③ 代替品：

より有害性が少く、かつ実用可能であることに十分配慮しながら、アスベストの代替品が使用されるべきである。

④ 情報交換：

国際機関、関連団体と関心をもつ人々との共同作業によって、すぐに利用できる情報資料を開発し、普及すべきである。注意を喚起するキャンペーンが、継続的かつ組織的に取り組まれなければならない。

⑤ 公正移行及び開発途上国への移転の防止：

アスベストの禁止によって影響を受ける労働者および地域社会のための公正な移行と社会的保護を確実にするために、あらゆる努力がなされるべきである。産業開発の進行中の諸国に対する、アスベスト生産とアスベスト製品および廃棄物の移転を、共同の努力によって、阻止しなければならない。

⑥ 補償及び治療：

アスベスト被災者およびその家族が、速やかに治療を受け、正当な補償が受けられるようにしなければならない。地域でのキャンペーンに参加し、また直接に行動を起こすことを通じた、被災者とその家族のエンパワーメントに、高い優先順位が与えられるべきである。

⑦ 人々の協力：

国際的な協力が不可欠である！ 被災者、労働者、一般の人びと、政策立案者、専門家、弁護士、労働組合、草の根団体、関連機関および関心をもつ人びとの積極的な参加が求められている。この協力により成果のあがった経験は、既存のおよび革新的なネットワークを通じて共有されるべきである。

地球上のすべての人々のためのアスベストのない環境に向けた、国際的行動を持続していくためには、上記のすべての分野における進展状況を、継続的かつ世界的にモニターしていくことがきわめて重要である。未来のためにともに行動することによって、私たちは変化を起こすことができるし、変化を起こさなければならず、そして変化を起こしていくと決意する。

2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）

国際建設労働組合組織の共同宣言

国際建設木産労働組合連盟（IFBWW）、国際建設労働者連合（WFBW）、建築木材建築資材労働組合インターナショナル（UITBB）は、建設産業、そして全ての他の産業部門からの、すべての種類のアスベストの世界的な禁止を積極的に促進し、また、解体、改造、修繕およびメインテナンス作業におけるその場のアスベストに関わる作業の実効性のある規制を促進するために最大の努力を払っている。

・クリソタイルを含む、すべての種類のアスベストは、国際がん研究機関（IPCS）および国際化学物質安全性計画（IPCS）によって、既知の人間に対する発がん物質に分類されていること
・クリソタイル・アスベストの90％が、アスベスト・セメント製品に使用されていること
・毎年、10万人の労働者が、アスベスト曝露に起因する疾病によって死亡していること
・多くの国でアスベストおよびアスベスト含有製品の製造および使用の包括的な禁止が採用されるまでに、長期間にわたる努力と適切な代替品の出現に30年間を要したこと。また、これらの諸国は現在、解体、改造、修繕およびメインテナンス作業中に、厳格に管理された作業条件のもとで、その場のアスベストを取り扱うことしか認めていないこと

以上に鑑み

IFBWW、UITBBおよびWFBWは、すべての国の政府および社会パートナーに対して、以下のことを求める。

・可能な限り速やかに、すべての種類のアスベストおよびアスベスト含有製品の採掘、製造、使用および再利用を禁止する迅速な措置をとること
・経済循環からアスベストおよびアスベスト含有製品を根絶し、また、アスベストをより有害でない製品に代替することを目的としたあらゆる手段を実行に移し、また支持すること.
・アスベスト曝露からの労働者の防護を優先課題とすること
・アスベストの使用における安全に関するILO第162号条約（1986年）を批准、実行し、また、付属の第172号勧告の諸条項を、それを下回ってはならない最低基準として実行すること
・アスベスト関連疾患の被災者に対する適切な補償を確保すること

IFBWW、UITBBおよびWFBWは、また、国際労働機関（ILO）に対して、以下のことを求める。

・すべての種類のアスベストおよびアスベスト含有製品の使用の根絶を支持する、明確な衛生の観点に基づいた立場をとること
・加盟国に対して、アスベストの使用における安全に関するILO第162号条約（1986年）を批准、実行し、また、付属の第172号勧告の諸条項を、それを下回ってはならない最低基準として実行するよう、促進し続けること
・加盟国に対して、第162号条約が、アスベストの使用の継続の正当性あるいは裏打ちを与えるものではないということを明らかにする、明示的な見解を示すこと
・すべての加盟国において、すべての種類のアスベストおよびアスベスト含有製品の使用の根絶を促進する決断をすること
・労働環境および社会環境において、アスベストを管理、規制し、根絶するための国の行動計画を策定することによって、加盟国を支援すること

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する意見

2003年5月　石綿対策全国連絡会議

「製造、輸入、使用等が禁止される物として、石綿を含有する製品のうち、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、断熱材用接着剤、ブレーキ及びクラッチに使用される摩擦材を追加するものとすること。」という「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案概要」に対する意見

1.　7種類の製品についてのみの禁止とするのではなく、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とすること。

今回の提案は、昨年12月12日に結果が公表された「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」等により、現在なお石綿含有製品が存在している10種類の製品（建材5製品、非建材5製品）について、代替が困難な石綿製品の範囲を絞り込み、今後の非石綿製品への代替可能性等を検討した「石綿の代替化等検討委員会報告書」（4月4日公表）において、7種類の製品について「代替化は可能」とされたことを踏まえてなされたものと考えられる。

一方で、今回の提案に至る検討が、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止する方向」で進められたことは、厚生労働省自身によって表明されている。したがって、提案の本来の趣旨も、7種類の製品についてのみの禁止ではなく、現に石綿含有製品が存在しているもののうち、完全に「代替化は可能」とされなかった3種類の製品を除き、すべての石綿含有製品の使用等を禁止するということにあるものと理解されるところである。

しかし、残念ながら、提案は、この本来の趣旨を反映するという意味では、不十分である。

今回の調査・検討からもれているかもしれない現存の石綿含有製品、過去に存在しすでに代替化等がなされている3,000種以上の石綿含有製品、石綿その物（原綿・バルク）、及び今後新たに登場するかもしれない石綿含有製品の使用等を確実に禁止するために、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とすべきである。

2.　今回の調査・検討からもれているかもしれない現存の石綿含有製品の使用等を禁止すること。

今回の提案に至る調査・検討によって、現在なお存在している石綿含有製品は網羅されているものと信じたい。それでも、今回検討された10種類の製品以外に、調査・検討の対象からもれた石綿含有製品はあるかもしれない。しかし、仮にあったとしても、それが「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは、到底考え難いから、そのような石綿含有製品が仮に存在していたとしても、「野放し」にされることがないように、それらの石綿含有製品の禁止を確保すべきである。

念には念を入れるということであれば、今回調査・検討の対象とされた10種類の石綿含有製品以外に、現在なお使用等しなければならない石綿含有製品が存在する可能性があるのであれば、「石綿製品の使用がやむを得ない」とする科学的根拠等を示して、意見の提出を求めるというプロセスを、パブリック・コメント手続等によって実施すればよいものと考えられる。

3.　過去に存在しすでに代替化等がなされている3,000種以上の石綿含有製品の使用等を禁止する

こと。

石綿は、「工業原料として広範多岐に使用され、その製品は生活のすみずみにまで及んでいるといって過言ではない。製品の種類は少なくとも3,000以上あった」と言われている（環境庁「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」）。

過去に現実に存在したが、すでに代替化等がなされたことによって存在しなくなった石綿含有製品の種類が「少なくとも3,000以上」あったと考えられる。これらの製品については、現に代替化等が可能であったこと、現時点で使用等する必要性がないものと考えられるから、これらの石綿含有製品の使用等を禁止すべきである。

4. 石綿その物（原綿・バルク）の使用等を禁止すること。

特定の石綿含有製品の使用等のみの禁止ということだと、石綿その物（原綿・バルク）を輸入すること自体はまったく規制を受けないことになる。こうして輸入された石綿は、使用等を禁止されていない石綿含有製品を製造するために使用等されるばかりではなく、石綿その物（原綿・バルク）のかたちで使用等される可能性がある。現実に、産業廃棄物処理場で、原綿をいずこかから入手して、重金属等の吸着剤として使われている例があるなどとも伝えられている。

石綿その物（原綿・バルク）のかたちでの使用が、石綿繊維の飛散性がきわめて高く、人間・環境への有害性も大きいことは自明である。ましてや、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは到底考えられないことから、石綿その物（原綿・バルク）のかたちでの使用等を禁止すべきである。

5. 今後新たに登場するかもしれない石綿含有製品の使用等を禁止すること。

過去及び現在存在したことのない製品用途において石綿含有製品を使用等することは、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは、到底考え難い。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」でもふれられているように、アメリカは、現時点においては、今なお一定の製品用途への石綿の使用等を許容しているが、わざわざ「新たな用途への使用」を禁止することを規定している。現在存在していない製品用途に、石綿が使用等されることはないだろうと楽観視することは危険である。

6. 吹き付け石綿を全面的に禁止すること。

吹き付け石綿は、諸外国においても禁止の最優先対象であり、また、わが国においても、飛散性の高い、より有害なものとして、労働安全衛生法令以外の大気汚染防止法、廃棄物処理法等の他の法令によっても、既存の吹き付け石綿への対処に関して、規制されているところである。

労働安全衛生法令では、特定化学物質等障害予防規則第38条の7によって、吹き付け石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）は「原則禁止」されていることになっている。しかし、同条自体は、作業場所の隔離と個人保護具・衣の使用等の措置を講じた場合のほか、石綿吹き付け作業に労働者を従事させてはならない、と規定しているもので、条文上は、措置を講じれば現在もなお可能である。

これは、1975年当時、「石綿等の吹き付けによらなければ建築基準法に基づく鉄骨等の耐熱性能を確保することができない」場合があったことによると説明され、現実には、関連業界によると、吹き付け石綿は1975年以降、石綿含有吹き付けロックウールも1980年以降は、使用されていないことになっている。

「現実には使用されていない」ことは、業界以外の第三者によって公正に確認された情報ではないことは別にしても、法令上、製品としての吹き付け石綿等の使用等も、石綿を吹き付ける作業も、「禁止」はされておらず、その状態は、今回の提案によっても解消されない。

吹き付け石綿も禁止しないで、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止」したとは到底言えないのではなかろうか。吹き付け石綿を全面的に禁止すべきである。

7. 石綿含有建材の使用等を全面禁止すること。

「石綿はその9割以上が建材製品に使用され」（石綿の代替化等検討委員会報告書）ているだけでなく、現在及び今後、アスベスト関連疾患のリスクが最も高くなると考えられる集団が建設労働者であること、労働者だけでなく住民・環境にも大きな影響を及ぼすものであることから、石綿含有建材の使用等を禁止することは重要である。

今回の提案は、5 種類の製品の石綿含有建材がなお存在していることが確認され、5 種類すべてについて石綿含有製品の使用等を禁止するという趣旨であると理解している。

また、「石綿の代替化等検討委員会報告書」が、第4部「石綿含有建材の代替可能性について」のなかで、5 種類の石綿含有製品の個々について検討した後に、あらためて「6．石綿含有建材の代替可能性について」という項目を立てて、「石綿を含有する建材製品の使用は安全確保等の点から不可欠なものではなく、かつ、技術的に非石綿製品への代替化が可能であると考えられる」と総括していることは、5 種類の製品のみに限定せずに、すべての石綿含有建材の「代替化は可能」と判断しているものと読むことができる。

しかし、既述の意見と同様に、過去に存在しすでに代替化等がなされている石綿含有建材、今後新たに登場するかもしれない石綿含有建材製品、及び、例えば原綿を直接吹き付けたり、建設関連の塗料等に混入して使用する等、石綿その物（原綿・バルク）の使用等を確実に禁止するために、石綿含有建材の使用等を全面禁止すべきである。

8. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」以外の非建材の石綿含有製品の使用等を禁止すること。

提案に至る調査・検討のなかで存在が確認され、なおかつ完全に「代替化は可能」とされなかった製品の種類は、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」の 2 製品のみである。

したがって、既述の意見と同様に、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」以外の非建材の石綿含有製品の使用等を禁止すべきである。

9. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」について、温度・圧力・使用有害物等の「使用限界」及び／または原子力発電所内の特定用途等の「使用される機器の種類等」から「代替困難」の要件を特定等することによって、使用等が認められる石綿含有製品の範囲を絞り込み、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」の 2 種類の製品について、「代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である」、と結論づけた。

これは、「代替が困難な石綿製品の範囲を絞り込む」という同委員会に与えられた本来の任務に照らして、まったく不本意な結果と言わざるを得ない。

同報告書によっても、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」という同じ製品範疇の製品であっても、「代替化は可能」な製品がかなり存在していることは確認されているのであるから、「代替化は可能」な石綿含有「耐熱・電気絶縁板」、石綿含有「ジョイントシート・シール材」は禁止すべきである。

同報告書では、本文中で、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」については、一定の範囲について、イギリスあるいはフランスにおいても「施行時期を猶予された」旨の指摘もみられる。しかし、同報告書資料4「海外の石綿の使用禁止措置の比較」をみてもわかるように、フランスではいずれの猶予措置も2002年1月1日までには廃止され、イギリスでも2005年1月1日までには廃止されることになっている。

EU（欧州連合）では、例外は、実質的に「既存の電解設備用のダイアフラム（耐用年数終了又は適当な代替物が入手できるまで）」のただひとつのみであるが、これも2008年1月1日までに行われる見直し措置によって、例外が廃止されることが見込まれている。業界関係者によると、日本においては、電解設備用のダイアフラムについては、非石綿製品に代替化済みとのことであるから、この点は問題にならない。

既存の特定の用途を指定してアスベストの使用を容認しているアメリカでも、つい先ごろ、環境保護庁が委託した調査報告書が、アスベストの全面禁止を勧告している。

EUやアメリカ等で「代替化は可能」とされているにもかかわらず、日本でだけ、代替化ができない石綿含有製品が存在するということの合理的な説明が十分になされているとは到底言い難い。

仮に「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」について、例外―猶予措置を設けるとしても、合理的に説明される「使用限界」及び/または「使用される機器の種類」等を特定等することによって、使用等が認められる石綿含有製品の範囲を絞り込み、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すべきである。

10. 「石綿布、石綿糸等」について、意見9による要件を満たす「シール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工される」石綿含有製品に限定して、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、「石綿布、石綿糸等」について、「それら製品がシール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる」、と結論づけた。

しかし、「石綿布、石綿糸等」は、仮に現時点における主要な用途がそのようなものであったとしても、およそあらゆる用途に使用できるものであり、現実に過去及び現在も使用されているのが実態である。

また、貿易統計によると、その90%以上が中国、韓国等のアジア諸国から輸入され、決して減少傾向にあるとは言えず、増加傾向を示す場合すらある。それら諸国の生産企業が、今後の日本への輸出の増加を期待し、見込んでいるという話もおりにふれて伝わっており、また、用途がシール材のみに集中しているという実態と言えるのかどうかも定かではない。

「石綿布、石綿糸等」も、石綿繊維の飛散性、それゆえに有害性の高い製品であり、また、ほとんどの用途は「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」には該当しない。したがって、仮に例外―猶予措置を認めるとしても、より一層要件等を限定する必要がある。

「石綿布、石綿糸等」について、9による要件を満たす「シール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工される」石綿含有製品に限定して、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すべきである。

11. 禁止は、すべての「石綿」を対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第1項の第4号「アモサイト」と第5号「クロシドライト」を統合して、新たに「石綿」と規定すること。

今回の提案は、労働安全衛生法第55条の製造、輸入、使用等の禁止条項を適用する「物」の範囲を定める、労働安全衛生法施行令第16条第1項を改正することを予定しているものと考える。すでに同項の第4号でアモサイト（茶石綿）、第5号でクロシドライト（青石綿）が規定されているところである。

したがって、条文上は現在使用等が禁止されていないのは「石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）」ということになるが、他方で、現在、実際に輸入・流通等している「石綿」はクリソタイル（白石綿）のみであるともされているところである。

しかし、石綿の種類としては、アモサイト、クロシドライト、クリソタイル以外にも、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト等がある。したがって、具体的な条文化にあたっては、クリソタイルのみに限定して追加するのではなく、すべての種類の「石綿」として規定すべきである。

提案が「クリソタイル」ではなく「石綿」という語を用いているのは、同じ趣旨であると理解してはいるが、念を押す次第である。

具体的には、「第４号及び第５号を除く一定の石綿製品」等といった新たな項を加えて対処するのではなく、第４号「アモサイト」と第５号「クロシドライト」を統合して、新たに「石綿」と規定したうえで、意見１～10に述べた趣旨の例外―猶予措置を規定するようにすべきである。

12. 0.1%を超えて含有する製品を禁止の対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第１項第10号もそのように改正すること。

また、同項の第10号は、「第２号から第８号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」と規定している。

今回の提案にある「石綿含有製品」も、「石綿をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」のことを意図しているものと考える。

しかし、これは、含有率1%以下の石綿含有製品の使用等を認めることになるという一般的意味以上に、問題がある。なぜなら、環境省と経済産業省、それに厚生労働省自身も一部を所掌する化学物質管理促進法では、石綿を含めた発がん性の化学物質に対しては、対象化学物質を0.1質量%以上含有する製品を規制の対象としていることとの、明らかな齟齬が生じるからである。化学物質管理促進法は、PRTR（有害化学物質排出・移動登録）及びMSDS（化学物質等安全データシート）という2つの化学物質管理手段を提供しているが、いずれも対象製品の要件は、発がん物質については「0.1質量%以上含有」である。

一方、労働安全衛生法第57条でも、MSDS（化学物質等安全データシート）について規定しているが、こちらの対象製品の要件は、「使用等の禁止」の場合と同様、「１重量%超含有」である。石綿は、２つの法律によるＭＳＤＳのどちらの対象にも含まれている。

労働安全衛生法令の「１重量%超含有」という要件は、これまで、1%以下であれば積極的に規制の対象から外すという趣旨ではなく、対象化学物質が含まれているかどうかを検出することのできる限界値という意味である、と説明されてきたのではないかと理解しているところである。

そのような趣旨であるとすれば、石綿に限らず、発がん物質については、化学物質管理促進法に合わせて、「0.1%以上含有」するものを含有製品として取り扱うようにすべきである。

ちなみにイギリスの労働組合会議（TUC）が求めている「最低制限レベル」は0.05%である。

労働安全衛生法令の枠組みのなかでだけ「禁止」されたと言っても、「0.1%以上1%以下」の石綿含有製品が、現に化学物質管理促進法のもとでPRTRやMSDS等の規制の対象となり続けているという状況が続いたのでは、国際的にも国内的にも、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止」が実現したとは、到底言い難い。

13. 製品によって禁止の実施時期に差を設けずに、遅くとも2005年１月１日までに禁止を実施すること。

今回の提案では、禁止の実施時期についてはふれられていないが、一日も早く実施するべきである。可及的速やかに労働安全衛生法施行令の改正を行うことはもとより、施行までの間に周知期間を設け

たとしても、どんなに遅くともEUがデッドラインとして設定している、2005年1月1日までに禁止を実施すべきである。

また、「石綿の代替化等検討委員会報告書」によっても、製品の種類によって異なる禁止の実施時期を設定しなければならないような、合理的な理由は示されておらず、製品によって禁止の実施時期に差を設けないようにすべきである。

14. 禁止が猶予される石綿含有製品については、法令上の規定及び行政指導等の両面において、代替化を促進させる措置をとること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、第6部「代替化の促進について」のなかで、石綿製品メーカー及びメーカー団体、石綿製品ユーザー及びユーザー団体、及び国、各々が代替化の促進に努めるべきことを勧告している。

代替化促進の努力義務等を法令上規定することが望ましい。

15. 禁止実施から3年ごとの見直しを規定すること。

禁止が猶予される石綿含有製品が残ることになるとすれば、すでに述べたように、猶予措置の期間を限定すべきである。

それもなされなかった場合、また、なされた場合であっても、代替化技術の発展等はまさに日進月歩であることを踏まえて、禁止が猶予される石綿含有製品の範囲及び期限を、3年ごとに見直すこととすべきであり、そのことを法令上規定すべきである。

16. 石綿含有製品製造の海外移転等を阻止する実効性のある施策を講じること。

日本国内で使用等を禁止された石綿含有製品の製造を日本企業が海外に移転させたり、石綿・石綿含有製品の第三国への輸出で利潤をあげたりすることを放置するならば、今回の改正の趣旨に反するばかりか、新たな貿易・社会紛争を惹起しかねない。労働安全衛生法施行令の所管する事項ではないかもしれないが、国は、この面における実効性のある施策を講じるべきである。

■本意見は、アスベスト対策情報No.33に掲載したものですが、次頁の意見とも関連しているため、再掲しました。

■厚生労働省の2003年度以降のパブリック・コメント手続きの実施結果については、「電子政府の総合窓口」（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）で公表されています。

特定化学物質等障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に対する意見

2004年9月17日　石綿対策全国連絡会議

● 改正政令施行日前に製造・輸入された石綿含有製品も禁止すること

提案では、「改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿含有製品（改正政令附則第２条第１項に規定する石綿含有製品については、なお従前の例により取り扱うこと」とされ、「永遠」に使用等が可能とされています。

1995年のクロシドライト（青石綿）・アモサイト（茶石綿）の使用等禁止のときにも同様の措置がとられ、このことは、管理濃度等検討会の参集者からも疑問に感じる発言がなされています。

とりわけ今回は、昨年10月の改正政令公布から施行までに１年間の周知期間を設けていることでもあり、改正政令施行日前に製造・輸入された石綿含有製品を「従前の例により取り扱う」とする省令改正はすべきではないと考えます。

改正政令附則自体も、この際、見直すべきです。直ちに禁止できないのであれば、１年以内に禁止するという期間の限定をすべきです。

● 禁止規制の仕方の見直し、少なくとも左官用モルタル混和材を禁止すること

未公表の平成15年基安化発第第1119001号「石綿含有製品等の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について」（別添）では、「石綿を含有する建材」はすべて禁止される5製品「のいずれかに該当」するとしていました。

堂々と無石綿等と表示して販売されていた「左官用モルタル混和材」を見逃していたことは大失策です。

特化則改正で対処することはできませんが、労働安全衛生法施行令における禁止規制の仕方を見直（例外として使用等を認めるもの以外はすべて禁止する旨を明記）すべきです。

● 禁止の対象外石綿含有製品対策について

これも未公表の平成16年基安化発第0330001号「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について」（別添）は、関係団体に対して代替化計画等の提出を求めています。

「提出いただいた資料は原則公開の扱いを予定」と明示され、提出期限は８月31日です。一日も早くこの結果を公表し、その結果を踏まえた禁止のあり方の検討を早急に行ったうえで、禁止施行の10月１日を迎えるようにすべきと考えます。

特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示に対する意見

2004年9月17日　石綿対策全国連絡会議

● 安全レベルではないことを周知徹底、一層の引き下げを指導すること

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）に関する管理濃度（改正案）の0.15f/cm^{3}は、日本産業衛生学会のクリソタイルのみのときの「過剰発がん生涯リスクレベル10^{-3}に相当する評価値」と結果的に同じ数値ですが、産衛学会の「評価値」は、「この濃度レベルにすれば、生涯（18～65歳）、労働環境で曝露しても、石綿による肺がん・中皮腫の発症を千人に一人までに抑えられる」という意味です。

したがって、とりわけ石綿を含めた発がん物質に関する管理濃度については、この管理濃度を遵守していれば健康被害は生じないという安全レベルではないことを周知徹底させ、単に遵守すればよしではなく、可能な限り一層の引き下げに努めるよう指導すべきです。

管理濃度等検討会においても、座長が、（発がん物質に関しては）「もう技術的に可能なぎりぎりのところまで下げる、という考え方しかないのです。」と発言しています。

● 石綿に関する管理濃度を0.15f/cm^{3}ではなく0.1f/cm^{3}とすること

現在、欧米を中心とした事実上の国際標準は0.1f/cm^{3}になっていると言えます。

管理濃度等検討会における議論では、実現可能性の観点から、管理濃度は「定量下限」＝測定できる最低レベルの10倍以上とされていますが、石綿の定量下限は0.0057f/cm^{3}とのことなので、この原則でいえば、0.06f/cm^{3}でもよいわけです。

ところが、この定量下限値は、実験室的な環境で石綿しか存在していない場合の理論値のようなもので、実際の作業環境では他の一般粉じんが存在しているため、他の粉じんが重なり合って計数が困難になるということも、事実でしょう。大気汚染防止法上の環境規制値は0.01f/cm^{3}ですが、これも一般環境で、他の一般粉じんがそれほど混在していない状況だから計数可能だということも理解できます。また、現行の2f/cm^{3}だとサンプル採集に空気を1リットル吸引すればよいのが、0.15f/cm^{3}レベルを計測するためには5リットル引かなければならず、他の粉じんもその分混ざってくるという議論も一定妥当性はあると思われます。

しかし、具体的な数値の決定にあたって、「作業現場としては大体0.15から0.2ぐらいでないと、測れないところが結構出てくる」ことから、「たまたま日本産業衛生学会の評価値と同じ0.15f/cm^3」ということになったということのようですが、なぜ、0.1f/cm^{3}だと駄目で、0.15f/cm^{3}なら可能かという科学的根拠が明確には示されていません。

0.1f/cm^{3}だと実現可能性がないという科学的根拠は見当たらず、国際水準に合わせて、0.1f/cm^{3}にすべきです。

● 石綿に係る屋外作業環境管理対策を確立すること

ILO石綿条約を日本が批准できていない主な理由のひとつが、この規制がないことです。

今年10月1日から、石綿の原則使用等禁止が実施されるわけなので、建設現場を中心とした屋外作業環境管理をしないのであれば、新たに設定される石綿の管理濃度が機能する場所はほとんどないことになります。管理濃度等検討会においても、この点が指摘されているところです。

原則使用禁止後の、石綿対策の主軸が建築物等の改修・解体時等の対策であることを踏まえて、この際、この問題に迅速に真っ向から取り組むべきであると考えます。

石綿障害予防規則案に対する意見

2004年11月8日　石綿対策全国連絡会議

新省令制定

(1)「石綿障害予防規則を新たに制定する」ことに賛成します。

要綱第一　総則

一　事業者の責務

(2) 事業者の責務の第一は、「労働者が石綿にばく露される程度等を最小限度にするよう努める」ことではなく、「労働者が石綿に曝露することがないよう努める」こととすべきです。
(3) 事業者の責務の第二としてあげられている、「石綿を含有する製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めること」に関して、代替化の達成目標時期を本規則施行後１年と明示し、その時点で本規則の見直しをすることを規定すべきです。
(4) 事業者の責務の第三として、現在石綿を使用・含有していない用途・製品への新たな石綿の使用・含有をしてはならないこと、を追加すべきです。

二　用語の定義

(5)「石綿等」の「等」に関して、現行では、「石綿をその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物」に限定しているところですが、再三主張しているように、発がん物質規制の対象範囲に関しては「重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物」に拡大すべきであり、仮にそれが現在困難であるとしても、「意図的に石綿を含有させた場合には１パーセント以下含有する製剤その他の物」も対象に加えるべきです。
(6)「建築物等」に関して、提案は「建築物又は工作物」を想定しているものと理解できますが、「建築物」以外に「工作物」も対象となることを明示すべきです。
(7)「解体等」の「等」に関して、現行の解釈例規では、「改修が含まれる」とされていますが、「改修」及び「維持管理（メインテナンス）」も対象となることを明示すべきです。
(8) 要綱第二の一の5の（1）及び第二の三の4に事業者の「表示」義務が提案されていますが、「表示」は、当該作業に従事する労働者、関連する労働者や関係者のみならず、当該作業場所周辺の住民がその内容を容易に知ることができるように行うべきことを明示すべきです。

要綱第二　石綿等を取り扱う業務等に係る措置

一　解体等の業務に係る措置

(8) 提案では調査内容が「石綿等の使用の有無」となっているが、現行特化則第38条の10においては、「石綿等が使用されている箇所及び使用の状況」とされ、解釈例規では、「『使用の状況』の把握については、吹付け材、スレート材等といった石綿等の使用形態及び使用量を把握」することとされています。「石綿等の使用の有無」だけではなく、「石綿等が使用されている箇所及び使用の状況」、とりわけ、石綿等の「張り付け」、石綿等の「吹きつけ」、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物」―すなわち「飛散性の高い石綿等」の有無、使用箇所及び使用の状況を調査すべきことを明

示すべきです。

(9) 提案では「目視等により調査」となっているが、現行特化則第38条の10においては、事前調査は「設計図書等」により調査することとされており、この「等」に関して解釈例規では、「施工記録、維持、保全記録、建築管理者・建築物の所有者・施工者等からの情報、目視も含まれるものであること」とされているところであり、「設計図書等による調査」とすべきです。

(10) 現行の国の各種解説等における、吹付け石綿等が使用された目安期間に関する情報は誤っており、例えば東京都の「練馬区アスベスト対策大綱」にはより適切な情報が盛り込まれています。施工年を目安とした「石綿等の使用の有無」の判断は、正確な情報に基づかないとかえって有害です。前記を教訓として、関連業界からの一方的情報のみに基づく目安等は示すべきではありません。

(11) 事前調査は、一定の特別教育を受けた者が行うべきものとして、事前調査を行う者に対する特別教育に関する規定を設けるべきです。

(12) 要綱では、事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったとき」は、「分析による調査」を行うこととしつつも、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」は「分析による調査」を免除することとしていますが、「講ずべき措置」の内容が要綱では明らかでありません。また、事前調査によって「石綿等の使用の有無が明らかとなったとき」に一般的に「講ずべき措置」の内容も、要綱では、「あらかじめ、作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと」以外については明らかでありません。両者は同一の内容とすべきです。提案①解体等される部材等を湿潤な状態のものとし②労働者に保護具、作業衣等を使用させる等の措置、を想定しているように思われます。個人防護対策以外は「湿潤化」しか示されていないわけですが、解体の場合はともかく改修や維持管理においては湿潤化が困難な場合も想定され、また、現行特化則第38条の8では「ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない」ともされているところであり、これだけでは全く不十分と言うほかありません。一般的に講ずべき最低限の措置には、①湿潤化又は飛散抑制剤の使用等②手ばらし・カッターナイフによる切断等及び粉じんを飛散させる機械器具の使用禁止③呼吸用保護具・作業衣の使用④当該作業場所への当該作業従事労働者以外の者の立入禁止（特定元方事業者による実効確保措置を含む）⑤当該作業場所内の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示⑥「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を実施中である旨及び立入禁止である旨の表示、が含まれるべきです。

(13) 「石綿等が使用されているものとみなして措置を講」じて、「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を行うときも、「あらかじめ、作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと」を明示すべきです。

(14) 当該作業場所内の気中石綿濃度測定を実施した結果、濃度が一定の基準を超えた場合、または、事前調査によって明らかとならなかった吹き付け石綿等の飛散性の高い石綿等の存在が明らかとなった場合には、事業者は、直ちに作業を中止、現場を隔離、立ち入りを禁止、その旨を表示したうえで、所轄労働基準監督署に届け出、許可を受けてからでなければ作業を再開してはならないこととすべきです。

(15) 「事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視等により調査し、その結果を記録する」とともに、「その結果を表示する」こととすべきです。この表示には、事前調査実施の有無（実施時期、実施方法、調査者氏名等）と石綿等の使用の有無のみならず、石綿等の「張り付け」、石綿等の「吹き付け」、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物」―すなわち「飛散性の高い石綿等」の有無、使用箇所及び使用の状況及び表示内容に関する問い合わせ先に係る情報が示されるべきです。事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとなら」ずに「分析による調査」を行った場合にはその結果、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」はその旨も示されるべきです。「事前調査で石綿等の使用が明らかとなっ

た場合」及び「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」には、当該作業場所内の気中石綿濃度測定を定期的に実施し、その結果も表示すべきです。

（16）実効性のある措置が義務づけられることを前提に、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる場合」は「分析による調査」を免除することに賛成し、適切な事前「調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったとき」は、「分析による調査」を奨励するよりも、むしろ、「石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる」ことを奨励する規則の運用がなされることを希望します。

（17）「所轄労働基準監督署長に届け出る」ことが必要なのは、現行労働安全衛生法施行規則第90条では、「石綿等が吹き付けられている一定の耐火建築物等における石綿等の除去の作業を行う仕事」とされていますが、要綱第二の一の3では「石綿等が張り付けられた一定の建築物等の解体等の作業を行うとき」と記し、「これ（吹付け石綿等の除去）に準じて粉じんを発散するおそれがあるもの」、「具体的には、石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物の解体作業など、粉じんを著しく発散するおそれがある建築物又は工作物等の作業を想定」と説明されています。また、「これ（吹き付け石綿等の除去）に準じて粉じんを発散するおそれがある石綿等が使用されている保温材、断熱材等を除去する作業」についても、ふれられているところです。「所轄労働基準監督署長への届出」が必要な作業としては、①「石綿等が吹き付けられた建築物等」、②「石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等」、③「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等」の全てについて、当該石綿等を除去する場合に限定せず、改修等を含めた「解体等」作業を対象とすることを明示すべきです。①～③に重なる部分があるのか定かではありませんが、要するに、「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」全てを、「届出」の対象とすべきということです。「飛散性の高い石綿等」については、嵩比重等の客観的基準を示したうえで、該当する可能性のあるものをわかりやすく明示すべきです。

（16）「所轄労働基準監督署長に届け出る」内容について要綱ではふれていないが、「石綿ばく露防止対策」の内容を含めることには賛成です。

（17）要綱第二の一の4では、「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去するときは、当該除去を行う作業場所を隔離すること」としていますが、「石綿等が吹き付けられた建築物等」、「石綿等を使用した耐火被覆板を張り付けた建築物等」、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等」の「解体等」作業全て―すなわち「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」全てを対象とし、また①作業場所の隔離に加えて、②当該作業期間中24時間当該作業場所内部を負圧とする措置③当該作業従事労働者の保護衣着用、④クリーンルームの設置⑤隔離された作業場外の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、等の措置を講じることとすべきです。なお、これらの措置は、「石綿等の使用の有無が明らかとなったとき」及び「事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったものの石綿等が使用されているものとみなして分析による調査を行わないとき」に講ずべき措置に上乗せされる措置であることを明示すべきです。

（18）要綱第二の一の5では、「保温材等の除去に係る措置」を提案していますが、「石綿等が使用されている保温材等を張り付けた物等の解体等の作業」についても、「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」のひとつとして、「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業」と同等の措置を講ずべきものとすべきです。

（19）発注者、注文者等の規定を設け、また強化することに賛成します。この点では、「注文者による危険有害情報の提供等」、「請負事業者に使用させる施設・設備に関する危害防止措置の確保」等を提言した「今後の労働安全衛生対策の在り方に関する検討会報告書」が公表され、この報告書をも踏まえた労働安全衛生法改正の作業が進められているところです。改正された労働安全衛生法の

規定を本規則に速やかに反映させる方策を確保すべきです。

(20) 「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」終了後における隔離等を解除することのできる基準、及び、「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」終了後における建築物等または跡地の再入場・再利用をすることのできる基準を明示し、それらの基準を満たさない限りは、隔離等の解除、再入場・再利用をしてはならないこととすべきです。

二　石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

(20) 1「事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁等（2に掲げるものを除く。）に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講ずること」、及び、2「建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等の粉じんが飛散し、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、1の措置を講ずること」という提案に関して、「おそれがあるとき」の客観的な基準を明示すべきです。

(21) 「吹き付けられた石綿等」に限定せず、「石綿等を使用した耐火被覆板の張り付け」、「石綿等が使用されている保温材等の張り付け」等を含めて、「飛散性の高い石綿等」全てを対象とすべきです。

(21) 「除去等」の「等」については、「封じ込め、囲い込み等の措置」が想定されているものと思われますが、除去、封じ込め、囲い込み等の、いずれの措置が適切であるかを判断するための基準を示すべきです。

(22) 除去以外の措置が講じられた場合には、講じられた措置の時期及び内容、将来の除去計画等について表示すべきこととすべきです。

(23) 除去等の措置を講じた後に、隔離等を解除し、建築物等の再入場・再利用をすることのできる基準を明示し、それらの基準を満たさない限りは、隔離等の解除、再入場・再利用をしてはならないこととすべきです。

第四　管理

(24) 要綱第四の一では、「事業者は、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること」とされているが、これは石綿健康障害予防規則を単独の規則として制定することの意義を著しく損なうものです。「石綿作業主任者技能講習」を新たに規定し、「同講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること」とすべきです。

(25) 「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務に労働者」に対して行う「特別の教育」には、石綿等の有無等に係る事前調査に関し必要な事項も含めるべきです。

(26) 「作業の記録」の保存期間は、「労働者が作業に従事することがなくなった日から50年間」とすべきです。

第六　健康診断

(27) 「特殊健康診断個人票の記録」の保存期間は、「労働者が作業に従事することがなくなった日から50年間」とすべきです。

第九　報告

(28) 石綿等を取り扱う事業者は、毎年1回、1年間の石綿使用量、労働者数及び代替化計画等について、所轄労働基準監督署長に報告することとして、国において、その内容を公表すべきです。

輸入量

	2524：石綿	6811：石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品						6812：石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）			
	2524.00-000	6811.10-000	6811.20-000	6811.30-000	6811.90-000			6812.10-000	6812.20-000	6812.30-000	6812.40-000
	原料石綿	波板	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	管及び管用継手	その他の製品	合計		石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	糸	ひも（組んであるかないかを問わない。）	織物及び編物
輸入量	MT	MT	MT	MT	MT	MT	KG	KG	KG	KG	KG
1989	276,016	4,287	5,196	0	239	9,722	9,722,000	303	266,269	7,397	586,670
1990	286,590	3,428	9,753	0	293	13,474	13,474,000	60	244,856	2,214	279,815
1991	271,835	4,636	9,794	0	87	14,517	14,517,000	5,338	254,880	3,935	455,827
1992	242,279	4,975	6,457	0	65	11,497	11,497,000	14,400	178,137	972	449,190
1993	209,846	3,982	6,690	0	38	10,710	10,710,000	30,685	102,800	3,520	427,433
1994	199,836	5,085	7,352	0	17	12,454	12,454,000	28,253	85,469	25,821	429,824
1995	191,475	6,670	6,836	0	77	13,583	13,583,000	62,431	71,360	6,293	380,207
1996	177,869	4,476	6,496	0	329	11,301	11,301,000	23,254	59,558	10,108	441,814
1997	176,021	2,529	4,858	0	74	7,461	7,461,000	15,947	58,700	24,271	478,581
1998	120,813	1,953	2,789	0	1,255	5,997	5,997,000	0	38,900	46,436	299,654
1999	117,143	1,282	2,780	0	1,643	5,705	5,705,000	16,500	33,249	37,163	262,513
2000	98,595	1,193	3,410	0	1,207	5,810	5,810,000	0	33,405	21,362	287,481
2001	79,463	534	3,111	0	1,833	5,478	5,478,000	122,650	59,001	4,729	245,798
2002	43,318	571	2,531	0	1,653	4,755	4,755,000	0	0	0	0
2003	24,653	270	2,684	0	1,763	4,717	4,717,000	0	0	0	0
2004	8,186	24	4,853	0	1,611	6,488	6,488,000	0	0	0	0
合計	2,523,938	45,895	85,590	0	12,184	143,669	143,669,000	319,821	1,486,584	194,221	5,024,807
2004.10	20	23	271	-	155	449	449,000	-	-	-	-
2004.11	-	-	925	-	226	1,151	1,151,000	-	-	-	-
2004.12	44	-	491	-	140	631	631,000	-	-	-	-
2005.01	-	-	463	-	160	623	623,000	-	-	-	-
合計	64	23	2,150	0	681	2,231	2,231,000	0	0	0	0

輸出量

	2524.00-000	6811.10-000	6811.20-000	6811.30-000	6811.90-000	合計		6812.10-000	6812.20-000	6812.30-000	6812.40-000
輸出量	MT	MT	MT	MT	MT	MT	KG	KG	KG	KG	KG
1989	50		504	2	1,340	1,846	1,846,000	21,959	19,478	23,650	84,918
1990	142	2	572	1	284	859	859,000	14,401	13,977	28,264	65,136
1991	147	386	1,195		0	1,581	1,581,000	38,556	12,473	31,461	90,486
1992	116	3	2,368	0	183	2,554	2,554,000	16,346	10,449	23,941	66,310
1993	142	0	713	0	53	766	766,000	56,284	6,320	24,776	48,760
1994	108	2	689	0	265	956	956,000	8,776	3,737	15,746	31,190
1995		2	789	0	26	817	817,000	35,549	829	21,702	31,656
1996	133		371	0	72	443	443,000	16,210	12,148	15,038	35,636
1997	160	10	183	0	60	253	253,000	1,003	71,322	17,488	20,007
1998	32	4	104	0	98	206	206,000	232	40,544	8,845	16,566
1999	20		254	4	56	314	314,000	7,466	23,821	9,799	5,000
2000			185		33	218	218,000	26,460	20,844	5,183	3,743
2001	54		73	31	1	105	105,000	111,227	24,112	5,054	5,022
2002	29	2	175		100	277	277,000				
2003	22		485		108	593	593,000				
2004	0		327		20	347	347,000				
合計	1,155	411	8,987	38	2,699	12,135	12,135,000	354,469	260,054	230,947	504,430
2004.10	-		-	-	-	0	0	-	-	-	-
2004.11	-		-	-	0	0	0	-	-	-	-
2004.12	-		12	-	-	12	12,000	-	-	-	-
2005.01	-		0	-	-	0	0	-	-	-	-
合計	0	0	12	0	0	12	12,000	0	0	0	0

輸入量

	6812：石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）					6813：ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）					総合計
	6812.50-000	6812.60-000	6812.70-000	6812.90-000		6813.10-010	6813.10-090	6813.90-010	6813.90-090		
	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	紙、厚紙及びフェルト	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	その他のもの	合計	ブレーキライニング及びブレーキパッド（自動車の部分品）	ブレーキライニング及びブレーキパッド（その他のもの）	その他のもの（自動車の部分品）	その他のもの（その他のもの）	合計	
輸入量	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG
1989	119	3,530	1,207,917	112,805	2,185,010	353,741	51,875	77,245	761,109	1,243,970	13,150,980
1990	297	778	1,481,181	227,323	2,236,524	334,972	73,492	291,748	884,448	1,584,660	17,295,184
1991	432	985	1,634,372	154,554	2,510,323	435,695	58,101	155,617	560,803	1,210,216	18,237,539
1992	0	15,761	1,088,814	110,013	1,857,287	562,559	63,286	94,732	659,511	1,380,088	14,734,375
1993	0	33,173	842,736	59,956	1,500,303	558,881	47,518	277,463	803,486	1,687,348	13,897,651
1994	0	88,446	913,766	87,063	1,658,642	671,082	50,228	331,441	700,798	1,753,549	15,866,191
1995	0	28,749	1,237,415	441,102	2,227,557	716,310	69,329	373,187	724,351	1,883,177	17,693,734
1996	0	20,068	1,141,391	710,137	2,406,330	640,352	77,337	294,493	802,254	1,814,436	15,521,766
1997	0	27,201	1,201,337	709,156	2,515,193	932,065	90,429	275,006	769,053	2,066,553	12,042,746
1998	15	26,982	1,015,554	676,820	2,104,361	1,499,885	68,158	197,633	885,584	2,651,260	10,752,621
1999	6,610	43,741	1,410,778	155,270	1,965,824	1,615,866	56,766	209,696	816,504	2,698,832	10,369,656
2000	0	30,552	1,850,680	109,754	2,333,234	1,867,737	74,260	377,444	953,153	3,272,594	11,415,828
2001	144	40,077	1,975,494	251,576	2,699,469	1,650,571	53,451	232,552	900,648	2,837,222	11,014,691
2002	106	24,426	2,570,530	466,679	3,061,741	1,359,739	90,086	539,295	854,109	2,843,229	10,659,970
2003	40	18,013	2,270,348	403,461	2,691,862	1,296,408	77,110	717,842	1,039,082	3,130,442	10,539,304
2004	120	696	2,326,222	364,350	2,691,388	1,514,280	82,109	709,228	1,157,835	3,463,452	12,642,840
合計	7,883	403,178	24,168,535	5,040,019	36,645,048	16,010,143	1,083,535	5,154,622	13,272,728	35,521,028	215,835,076
2004.10	-	-	177,511	32,492	210,003	94,499	8,207	69,186	47,457	219,349	878,352
2004.11	-	-	209,258	35,870	245,128	100,562	6,400	75,927	136,445	319,334	1,715,462
2004.12	-	-	209,056	13,975	223,031	107,951	9,370	41,678	37,671	196,670	1,050,701
2005.01	-	-	165,979	46,740	212,719	62,397	5,526	39,808	35,479	143,210	978,929
合計	0	0	595,825	82,337	678,162	303,012	23,977	186,791	221,573	735,353	3,644,515

輸出量

	6812.50-000	6812.60-000	6812.70-000	6812.90-000	合計	6813.10-100	6813.10-900	6813.90-000	合計	総合計
輸出量	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG
1989	1,312	116,771	1,812,281	1,259,669	3,340,038	5,951,351	238,607	845,974	7,035,932	12,221,970
1990	964	100,614	1,223,182	1,192,153	2,638,691	6,627,822	225,376	773,389	7,626,587	11,124,278
1991	303	151,299	1,057,161	1,162,212	2,543,951	6,790,280	371,630	961,805	8,123,715	12,248,666
1992	852	47,916	1,196,478	831,433	2,193,725	6,701,455	570,169	586,671	7,858,295	12,606,020
1993	25	47,217	1,324,877	688,920	2,197,179	6,827,467	268,112	702,459	7,798,038	10,761,217
1994	50	20,889	1,064,262	561,440	1,706,090	6,106,328	257,620	861,441	7,225,389	9,887,479
1995	154	11,519	787,831	595,782	1,485,022	4,092,368	473,517	586,627	5,152,512	7,454,534
1996	37	40,133	417,084	443,261	979,547	3,985,980	529,313	822,780	5,338,073	6,760,620
1997	96	29,255	365,844	327,042	832,057	3,797,606	1,375,952	1,069,312	6,242,870	7,327,927
1998	18	10,377	203,571	145,816	425,969	1,513,306	4,389,060	801,910	6,704,276	7,336,245
1999	28	13,782	270,180	127,911	457,987	1,067,376	5,435,556	855,186	7,358,118	8,130,105
2000	62	22,256	327,987	110,741	517,276	1,074,176	5,552,242	637,951	7,264,369	7,999,645
2001		24,034	279,825	83,814	533,088	865,722	5,689,198	481,857	7,036,777	7,674,865
2002	1,093	37,991	234,013	154,826	427,923	907,218	8,299,623	525,824	9,732,665	10,437,588
2003	40	296	273,458	131,716	405,510	1,367,560	8,354,911	531,040	10,253,511	11,252,021
2004		403	191,951	118,366	310,720	1,324,720	9,201,067	695,257	11,221,044	11,878,764
合計	5,034	674,752	11,029,985	7,935,102	20,994,773	59,000,735	51,231,953	11,739,483	121,972,171	155,101,944
2004.10	-	403	5,707	8,082	13,789	108,876	772,578	84,461	965,915	979,704
2004.11	-	-	10,454	9,448	19,902	108,923	722,578	43,149	874,650	894,552
2004.12	-	-	19,015	7,146	26,161	99,779	823,634	67,680	991,093	1,029,254
2005.01	-	-	15,603	8,534	24,137	87,708	509,290	54,001	650,999	675,136
合計	0	0	50,779	33,210	59,852	405,286	2,828,080	249,291	2,831,658	2,903,510

日本の石綿関連がんの労災補償状況

	年度 Fiscal Year	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
中皮腫 Mesothelioma	死亡件数 Mortality	500	576	597	570	647	710	772	810	878
	労災認定件数 Compensated Cases	13	12	10	19	25	34	33	55	83
	認定率 (%)	2.60%	2.08%	1.68%	3.33%	3.86%	4.79%	4.27%	6.79%	9.45%
石綿肺がん Lung Cancer	死亡件数 Mortality	1,000	1,152	1,194	1,140	1,294	1,420	1,544	1,620	1,756
	労災認定件数 Compensated Cases	10	15	12	23	17	17	21	22	38
	認定率 (%)	1.00%	1.30%	1.01%	2.02%	1.31%	1.20%	1.36%	1.36%	2.16%
合計 Total	死亡件数 Mortality	1,500	1,728	1,791	1,710	1,941	2,130	2,316	2,430	2,634
	労災認定件数 Compensated Cases	23	27	22	42	42	51	54	77	121
	認定率 (%)	1.53%	1.56%	1.23%	2.46%	2.16%	2.39%	2.33%	3.17%	4.59%

日本における中皮腫による死亡者数（人口動態統計による）

年	性別	合計	胸膜中皮腫	腹膜中皮腫	心膜中皮腫	その他部位	部位不明	参考※
1995	男性	356	201	35	3	7	110	12
	女性	144	74	16	3	4	47	3
	合計	500	275	51	6	11	157	15
1996	男性	420	283	23	5	12	97	25
	女性	156	75	22	3	1	55	5
	合計	576	358	45	8	13	152	30
1997	男性	451	281	31	3	9	127	23
	女性	146	74	17	2	3	50	6
	合計	597	355	48	5	12	177	29
1998	男性	429	283	39	2	7	98	30
	女性	141	78	23	1	4	35	2
	合計	570	361	62	3	11	133	32
1999	男性	489	319	27	4	20	119	16
	女性	158	85	21	1	5	46	10
	合計	647	404	48	5	25	165	26
2000	男性	537	367	30	3	11	126	21
	女性	173	89	24	1	4	55	6
	合計	710	456	54	4	15	181	27
2001	男性	574	414	35	5	10	110	22
	女性	198	116	26	1	6	49	14
	合計	772	530	61	6	16	159	36
2002	男性	604	412	43	3	12	134	14
	女性	206	111	27	1	4	63	3
	合計	810	523	70	4	16	197	17
2003	男性	655	441	58	2	11	143	20
	女性	223	125	27	2	7	62	5
	合計	878	566	85	4	18	205	25

「参考※」は、「胸膜の悪性新生物（除中皮腫）」

中皮腫による死亡件数と労災認定件数の比較（都道府県別）

	中皮腫による死亡件数					石綿にさらされる業務による労災認定件数									
						中皮腫					肺がん				
	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003
北海道	26	31	38	50	43		1	2	5	1					1
青 森	2	2	4	7	7										
岩 手	3	5	4	5	6							1			
宮 城	6	14	10	12	15										
秋 田	1	7	6	7	7										
山 形	3	3	2	8	5										
福 島	10	13	10	8	4										
茨 城	4	10	14	21	15			1	1	1				1	1
栃 木	7	9	10	9	10	1				1					
群 馬	5	12	9	10	14										
埼 玉	33	39	41	37	36	2			2	4			1		
千 葉	14	19	17	17	30			3							1
東 京	45	57	60	57	73	2	3	1	5	7	1		2	2	9
神奈川	53	42	51	46	65	4	9	5	5	9	5	3	2	7	8
新 潟	6	12	17	12	21				1	2					
富 山	14	12	7	11	12					1					
石 川	9	11	7	4	7										
福 井	3	2	2	5	5										
山 梨	3	6	5	2	3			1							
長 野	6	4	11	10	9	1	1				1			1	
岐 阜	11	9	8	11	14	1	1		1		1			1	2
静 岡	16	22	20	18	24	2	1			1					
愛 知	18	35	31	26	32			1	1		1	1	1		2
三 重	7	8	5	10	7									1	
滋 賀	10	9	8	6	9										1
京 都	14	17	11	12	12		1		1						
大 阪	67	69	87	93	79	2	4	1	3	5	4	4		2	2
兵 庫	61	70	70	68	75	6	7	9	14	18	1	3	4	3	4
奈 良	7	11	14	12	19			1	1	1			2	1	
和歌山	9	4	8	2	6										
鳥 取	4	0	2	8	5										
島 根	2	4	3	4	2										
岡 山	8	10	19	25	26	3	1	3	5	9	1	4	2		3
広 島	28	22	32	31	24		2	2	2	9					
山 口	11	11	14	14	14		1		2	1			1		
徳 島	3	1	4	4	2										
香 川	4	7	9	11	7		2	2	3				3		2
愛 媛	8	6	15	12	16					3					
高 知	4	4	3	6	8										
福 岡	33	35	33	44	33	1		1	1	7	1	1	2		1
佐 賀	9	7	6	0	11				1	2					
長 崎	15	9	8	17	14				1		1		1	3	1
熊 本	10	5	8	3	10					1					
大 分	9	4	8	3	8		1								
宮 崎	8	7	7	8	8										
鹿児島	15	7	8	12	16										
沖 縄	3	6	6	9	9										
合 計	647	710	772	810	878	25	35	33	55	83	17	17	21	22	38

※死亡件数は人口動態統計により、労災認定件数は厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

ノンアスベスト社会の到来へ

――暮らしの中のキラーダストをなくすために

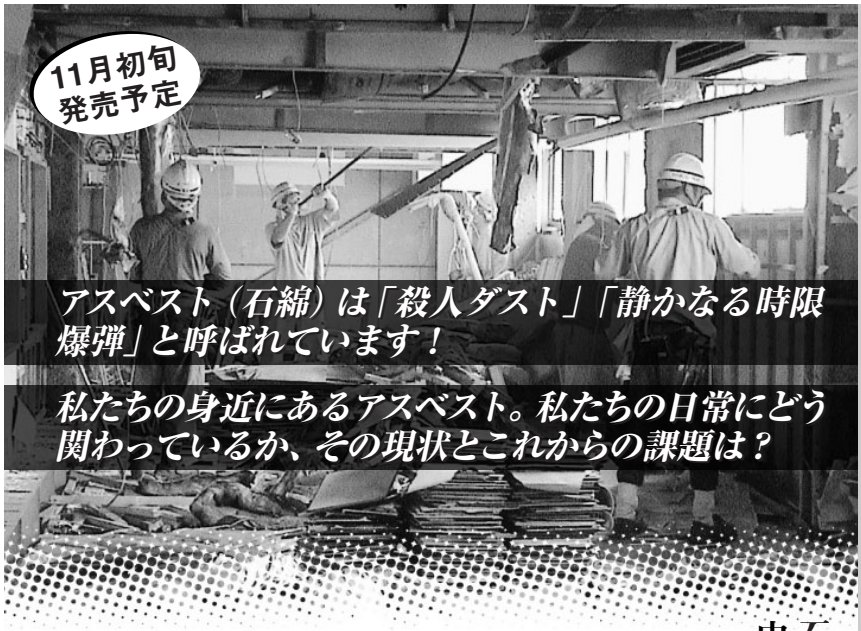

11月初旬発売予定

アスベスト（石綿）は「殺人ダスト」「静かなる時限爆弾」と呼ばれています！

私たちの身近にあるアスベスト。私たちの日常にどう関わっているか、その現状とこれからの課題は？

石綿対策全国連絡会議
中皮腫・じん肺・アスベストセンター　編

A5判　定価1260円（予価・税込み）

■日本では、2004年10月1日に「原則使用禁止」になるアスベスト。産業界で主には建造物の材料として使われてきました。ところがこのアスベストは「殺人ダスト」、「静かなる時限爆弾」などと呼ばれています。吸入した人にアスベスト肺、肺がん、悪性中皮腫など死に至る健康障害を発生させる危険性があり、それらの疾病の発症までに長い潜伏期間があるからです。

■ILO（国際労働機関）によれば、毎年200万人と推計される死亡労働災害のうち、アスベストによる死亡者だけで10万人にのぼっています。アジアではまだ盛んにアスベストを使用していて、これから起きる環境への問題、健康障害など課題は山積しています。

■アスベスト問題のさまざまな分野の第一線でがんばってきた人たちが、現場での経験にもとづく現状分析と対策の提案を！

もくじ

発行にあたって
はじめに――アスベストをめぐる世界の動き
第１章　「アスベスト」とは――日本のアスベスト使用状況と原則禁止
第２章　アスベストによる病気について
第３章　アスベスト関連疾患の将来予測
第４章　患者と家族からの報告
第５章　具体的な被害事例の紹介
第６章　建設現場の取り組み
第７章　今後も終わらぬ吹き付けアスベスト問題
第８章　アスベスト含有建材の問題点
第９章　アスベストの環境汚染
第10章　アスベストの除去工事とアスベスト廃棄物の現状
第11章　継続するアスベスト使用の危険性
第12章　アスベスト原則禁止に伴う代替品について
第13章　未来のために、アジアへの被害の移動を許さないために

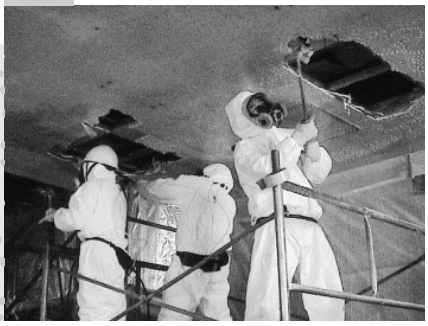

かもがわ出版
〒602-8119　京都市上京区堀川通出水西入
TEL 075（432）2868　FAX 075（432）2869

石綿対策全国連絡会議で特価 1,100 円（送料込み）で取り扱います。

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL（03）3636-3882/FAX（03）3636-3881
中央労働金庫田町支店普通預金 9207561 / 郵便振替口座 00110-2-48167

冊数：　　冊	×	特価　本体 1,100円（送料込み）
氏名・団体名：		
住所：		
電話番号：（　　）　　-		FAX番号：（　　）　　-

職業性石綿ばく露と石綿関連疾患

[改訂新版]

―基礎知識と労災補償―

第1部　石綿の基礎知識
　第1章　石綿の種類と物性
　第2章　用途と日本での使用状況
　第3章　職業性ばく露の機会
　第4章　石綿ばく露の医学的所見

第2章　石綿関連疾患の医学的解説
　第1章　石綿による健康障害の歴史
　第2章　疫学からみた石綿関連疾患
　第3章　臨床からみた石綿関連疾患
　第4章　病理からみた石綿関連疾患

第3部　石綿関連疾患の労災補償
　第1章　労働基準法と労働者災害補償法
　　第1節　労働基準法の概要
　　第2節　労働者災害補償保険法の概要
　第2章　石綿関連疾患の労災補償上の取扱い
　　第1節　業務上疾病の範囲
　　第2節　石綿肺およびその合併症
　　第3節　石綿による肺がん
　　第4節　石綿による中皮腫
　　第5節　石綿による良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚
　第3章　石綿による肺がん・中皮腫の事例
　　肺がん症例　　その1～3
　　中皮腫（胸膜）症例　その1～3

第4部　石綿による肺がん・中皮腫等の事例
　第1章　肺がん
　第2章　中皮腫
　第3章　胸膜疾患（非腫瘍性）
参考資料

森永謙二 編
（独）産業医学総合研究所

370頁 4,000円（税込・送料途）

[改訂新版] 2005年3月25日発行
必読！　最新の認定基準改正に対応

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4
TEL(03)3263-4774 FAX(03)3262-2679 （有）三信図書

石綿対策全国連絡会議で特価 3,500円（送料込み）で取り扱います。
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
中央労働金庫田町支店普通預金 9207561 / 郵便振替口座 00110-2-48167

職業性石綿ばく露と石綿関連疾患		
冊数：　　冊	×	特価　本体3,500円（送料込み、10冊以上さらに割引）
氏名・団体名：		
郵便番号：　　-		担当者名：
住所：		
電話番号：（　　）　　-		FAX番号：（　　）　　-

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい。年間会費は、団体会員の中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円となっています（各「アスベスト対策情報」1部の代金を含む）。 下記のバックナンバーは在庫のない場合もあります。

●アスベスト対策情報 No.28（2000年9月30日発行）

6.23「アスベスト問題を考える集い」講演の記録／講演① 矢野栄二氏「アスベストによる健康リスク―許容濃度の考え方」／講演② 高橋謙氏「アスベスト疾患の国際的動向と最近の話題」／関係6省庁交渉／WTOパネルがカナダの提訴却下する報告／国際自由労連がキャンペーン開始／米海軍横須賀基地退職者への健康管理手帳周知事業

●アスベスト対策情報 No.29（2001年2月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第14回総会議案／世界アスベスト会議―過去、現在、未来―報告（2000年9月17-20日 ブラジル・オザスコ）／日本におけるアスベスト問題の状況と石綿対策全国連絡会議の取り組み【日英対訳】―ブラジル世界アスベスト会議への日本からの報告―

●アスベスト対策情報 No.30（2001年11月15日発行）

（社）日本石綿協会に対する「要請」および意見交換の記録／同協会加盟各社への緊急質問／政党に対する質問／関係4省交渉の記録／旧建設省営計発第44号「非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて」／「石綿含有製品及び無石綿製品の将来動向に係わる国内調査／日本のアスベスト含有製品等の輸出入量／労災補償状況、中皮腫の発生状況

●アスベスト対策情報 No.31（2002年3月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第15回総会議案／【現場報告】5本／【記念講演】アスベストの健康被害と代替品の健康リスク（大阪府立成人病センター・森永謙二氏）

●アスベスト対策情報 No.32（2003年2月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第16回総会議案／4.17 緊急報告集会における村山武彦氏（早稲田大学教授）の講演／アスベスト被害者の声／6.28 坂口厚生労働大臣の記者発表・政府答弁書／6.28 石綿対策全国連の声明／7.24 国土交通・経済産業・環境省との交渉の記録／9.5 （社）日本石綿協会との意見交換の記録／10.7 横須賀基地石綿じん肺訴訟第一陣地裁判決要旨／12.3 石綿関連疾患労災認定基準見直しに係る要請／12.12 厚労省発表「石綿の代替化等検討委員会の設置」等

●アスベスト対策情報 No.33（2004年3月15日発行）

石綿対策全国連絡会議第17回総会議案／改正労働安全衛生法施行令／石綿対策全国連の意見／外国関係者からの意見聴取／厚生労働省の回答／改正労災認定基準／関係5省交渉の記録（国土交通省／文部科学省／環境省／経済産業省／厚生労働省）／各政党に対する質問状及び回答／2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）のご案内

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区7-10-1 Zビル5階 全国安全センター内
TEL（03）3636-3882／FAX（03）3636-3881
中央労働金庫田町支店（普）9207561／ 郵便振替口座 00110-2-48167
URL： http://park3.wakwak.com/~banjan/
E-mail： banjan@au.wakwak.com